

令和3年第3回
城里町議会定例会議案書

城 里 町 議 会

議案第 35 号

城里町過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、城里町過疎地域持続的発展計画を別添のとおり定める。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

別 添

城里町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

茨城県東茨城郡城里町

はじめに

1. 趣旨

平成 17 年 2 月 1 日に、東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村が合併し、城里町が誕生しました。これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定により、過疎地域として指定されていた旧七会村の区域については、合併後も同法第 33 条第 2 項の規定により、一部過疎地域として同法が適用されました。

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、引き続き旧七会村の区域が一部過疎地域として指定されたことに伴い、同法第 8 条の規定に基づき定めるものです。

2. 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により、一部過疎地域とされた旧七会村の区域を対象とします。

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	城里町の概況	1
ア	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	4
ウ	社会経済的発展の方向	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
ア	人口の推移と動向	5
イ	産業の推移と動向	8
(3)	行財政の状況	9
ア	行政の状況	9
イ	財政の状況	10
ウ	主要公共施設等の整備状況	12
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
3	産業の振興	15
4	地域における情報化	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
6	生活環境の整備	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
8	医療の確保	27
9	教育の振興	28

1 0	集落の整備	30
1 1	地域文化の振興等	31
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	32

1 基本的な事項

(1) 城里町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、茨城県の西北部に位置し、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市、常陸大宮市と那珂川で境し、西は栃木県茂木町に接している。

地形的には、東部側の沖積平野地帯と中西部の八溝山系南端部の標高 200m 前後の丘陵地帯に分かれ、東部に那珂川、中西部に那珂川の支流である藤井川をはじめとする多くの河川が流れている。

地勢は、東西に約 19 キロメートル、南北に約 13 キロメートルに及び、総面積は 161.80 平方キロメートルで、全体の約 62 パーセントを森林が占めている。

年間平均気温は、13.4℃、年間降水量は 1,354mm 前後、降雪は年数回程度と少なく過ごしやすい地域である。

七会地区は、町の西部に位置し、県都水戸市から 25 キロメートル、笠間市より 8 キロメートル圏内、南に笠間市、東に水戸市・(旧常北町)、北に常陸大宮市、西に栃木県茂木町に接している。

地勢は、東西に 8 キロメートル、南北に 10.5 キロメートル、総面積 63.04 平方キロメートルを有し、周囲は八溝山系が走り、鶏足山 (430.5m)、花香月山 (378.2m)、八瓶山 (344.5m)、高取山 (355.9m)、高田山 (255.4m) 等の山岳によって囲まれている。

河川は藤井川、塩子川、涸沼川が西から東へ流れており、いずれも最上流部である。

(歴史的条件)

本町は、明治 22 年の市町村制施行時に、石塚村、小松村、西郷村、坪村、岩船村、沢山村、七会村の 7 村に分かれていた。大正 8 年に石塚村が町制を施行し石塚町となり、昭和 30 年には、石塚町と小松村、西郷村が合併し常北町が誕生し、同じく坪村と岩船村、沢山村が合併し桂村が誕生した。

七会地区は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制によって七つの村を合併し七会村となり、平成元年に村制施行 100 周年を迎えた。

平成 17 年 2 月 1 日に常北町と桂村、七会村が合併し城里町が誕生し、平成 27 年に合併 10 周年を迎えた。

(社会的・経済的条件)

本町は、県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道をはじめとする主要高速道路など交通アクセスに恵まれている。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道水戸茂木線、日立笠間線、笠間緒川線、石岡城里線、一般県道阿波山徳蔵線、錫高野石塚線、鶏足山線、鶏足山片庭線、真端水戸線、赤沢茂木線が縦横に走っている。

これらの幹線道路は、山がちな地形から狭隘区間もあり、通過交通の増加に伴い円滑な通行に支障をきたしている箇所もある。

公共交通は、町内全域にデマンド交通「ふれあいタクシー」の運行や民間路線バスによる町内各地域と常陸大宮市 (旧御前山村地区)、水戸市を結ぶ運行があるが、乗

客数の減少などが課題である。

経済交流圏は、水戸市、常陸大宮市、笠間市、栃木県茂木町とのつながりが深い。

土地利用については、総面積 161.80 平方キロメートルのうち田、畑が 28.65 平方キロメートル（18 パーセント）、山林、原野が 99.79 平方キロメートル（62 パーセント）、宅地 7.18 平方キロメートル（4 パーセント）、その他が 26.16 平方キロメートル（16 パーセント）となっている。

町東部側の沖積平野地帯と全体の約 62 パーセントを占める山林原野が西部側にあり、自然環境に恵まれた地域であるが、今後森林の保全など維持機能対策が課題となっている。

七会地区の主要道路は、水戸市より栃木県茂木町に通ずる県道水戸茂木線が東西に走り、東北より南に走る県道阿波山徳蔵線、笠間市より七会地区中央部を南北に走る県道笠間緒川線、両線の合流地点から下赤沢を経て笠間市に至る県道鶏足山線並びに鶏足山片庭線、更に涸沼川沿いに走る県道真端水戸線があり、地区住民の生活道路、産業道路としての役割を果たしている。南部（徳蔵、上・下赤沢、真端、大綱）は笠間市と県道笠間緒川線を通じ深いかかわりを持ち、東部（小勝）は常北地区と、北部（塩子）は栃木県茂木町と県道水戸茂木線を通じ旧来から日常生活に深くかかわりつつ発展してきたが、自動車の普及とともに生活体系も変化し、水戸市方面に生活圏が拡大してきている。

また、水戸北スマートインターチェンジの供用開始や七会地区の南東部を通過する通称「ビーライン」や笠間市を通過する北関東自動車道などの交通網が整備され、隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」などレジャー施設により大きな影響を受けている。このため、恵まれた自然環境と立地条件を活かしていくことにより基幹産業である農林業の充実を図るとともに、観光レクリエーション基地として整備を進めていくことが充分可能な条件を有している。

七会地区の主産業は農業で、米、施設園芸、特用林産物などがあるが、経営耕地面積も少なく、労働力が他産業に移行し高齢化と後継者不足が懸案となっている。

そのような中、城里町ブランド推奨品である「ななかいの里コシヒカリ」が、お米日本一コンテストで最優秀賞を受賞するなど、特産品としての価値を高め、他農産物の広い普及を町内外に図っている。

施設として物産センター「山桜」があり、町内外の利用客がある。

また、平成 30 年 2 月には、廃校となった「旧七会中学校」の跡地を利用し、役場支所・公民館機能と、Jリーグチーム「水戸ホーリホック」のクラブハウス及び練習場を融合させた「城里町七会町民センター」を開設した。同施設は「アツマーレ」の愛称で全国的に有名な施設となっている。

【市町村合併に伴う新町（城里町）と各旧町村の位置】

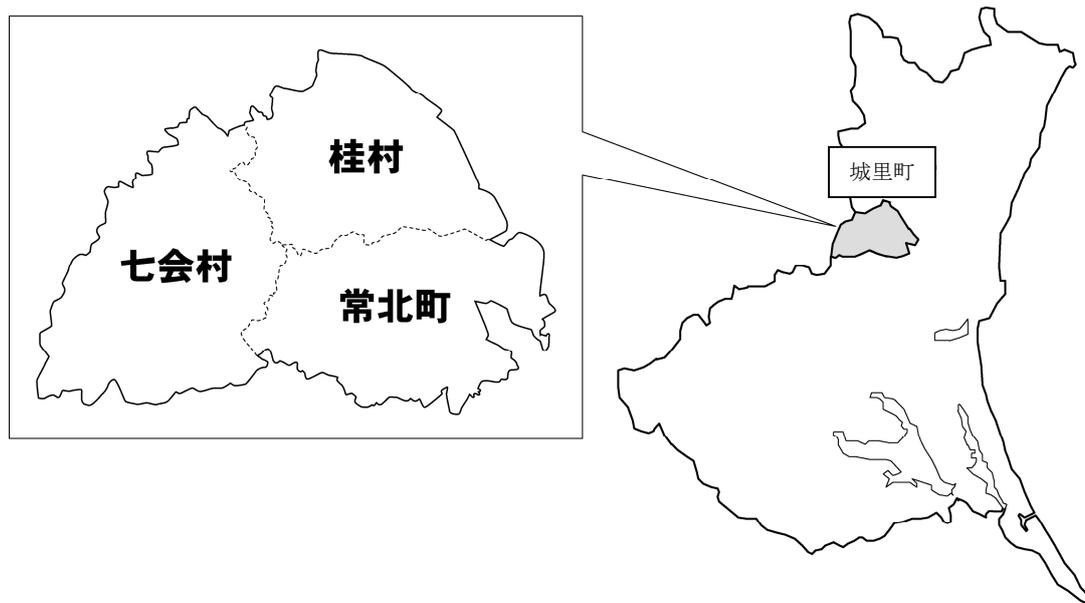


表 1 - 1 地目別土地の推移（城里町）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)								
田	12,748	7.9	12,966	8	12,862	7.9	12,648	7.8	12,517	7.7
畑	19,147	11.9	18,654	11.5	17,976	11.1	17,185	10.6	16,747	10.4
宅地	5,023	3.1	5,560	3.4	6,007	3.7	6,599	4.1	6,948	4.3
山林・原野	99,384	61.6	103,679	64	94,525	58.3	93,158	57.6	100,810	62.3
その他	25,018	15.5	21,251	13.1	30,740	19	32,140	19.9	24,708	15.3
計	161,320	100	162,110	100	162,110	100	161,730	100	161,730	100

年度 地目	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	12,400	7.7	12,369	7.6	12,345	7.6
畑	16,585	10.3	16,445	10.2	16,312	10.1
宅地	7,043	4.4	7,142	4.4	7,188	4.4
山林・原野	99,975	61.8	99,878	61.7	99,790	61.7
その他	25,727	15.9	25,966	16.1	26,165	16.2
計	161,730	100	161,800	100	161,800	100

(固定資産概要調査)

表 1 - 2 過疎地域の地目別土地の推移（七会地区：市町村合併まで）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)								
田	2,655	4.2	2,645	4.2	2,699	4.3	2,651	4.2	2,545	4.0
畑	2,205	3.4	2,151	3.4	1,999	3.2	1,841	2.9	1,625	2.6
宅地	597	0.9	615	1	672	1.1	903	1.4	933	1.5
山林・原野	50,781	79.4	50,815	80.1	49,592	78.2	48,618	77.1	49,060	77.8
その他	7,702	12	7,194	11.3	8,458	13.3	9,027	14.3	8,877	14.1
計	63,940	100	63,420	100	63,420	100	63,040	100	63,040	100

イ 過疎の状況

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市部へと吸収する結果をもたらした。本町においても、昭和 35 年には 24,646 人であった人口も、平成 27 年には 19,800 人と 19.6 パーセント減少した。

昭和 45 年に旧七会村が過疎地域対策緊急措置法により、昭和 55 年には旧桂村が過疎地域振興特別措置法によりそれぞれ過疎地域の指定を受け、以来、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を経て現在まで 30 年余にわたり、交通通信体系、教育文化施設、生活環境の整備、医療の確保、産業の振興等過疎対策事業を実施し、地域の活性化と住み良いむらづくりに努めてきた。

旧桂村は、過疎地域自立促進特別措置法の指定期間中に定住促進等が進んだことから、平成 12 年に過疎指定地域からの脱却を図ったところである。

七会地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 4,029 人であったが、昭和 60 年には 2,795 人となり 25 年間で 1,234 人（30.6 パーセント）の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 84 人（3.1 パーセント）の減少、平成 7 年から平成 12 年では 123 人（4.7 パーセント）の減少、平成 12 年から平成 22 年では 368 人（14.7 パーセント）の減少、平成 22 年から平成 27 年では 263 人（12.3 パーセント）の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 23.8 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 11.9 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 3.9 パーセントと減少してきたが、平成 7 年から平成 12 年では 6.5 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 25.6 パーセントの大幅な減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率で、昭和 55 年から昭和 60 年で 6.4 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 13.1 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 24.1 パーセントとなってきたが、平成 7 年から平成 12 年では 5.4 パーセントと若干の伸びとなり、平成 12 年から平成 17 年では 2.4 パーセントの減少、平成 17 年から平成 22 年では 5.9 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 0.5 パーセントの減少となっている。

道路網の整備は、生活道路としての町道整備が順調に図られてきた。土地基盤整備についてもほぼ完了し、経営の近代化、合理化が進められた。

教育施設では小中学校とともに統廃合が進み、小学校 1 校となっている。

生活環境では、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年での徳蔵地区への給水事業により未普及地区が解消された。

また、合併処理浄化槽の設置など着々と整備が図られ、基礎的な生活環境の整備は改善されてきた。

産業振興面では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き、都市部との交流を通して地場産業の育成に努めてきている。平成 16 年 4 月には物産センター「山桜」がオープンし、賑わいを見せているところである。

しかし、七会地区には安定した就労の場が少ないことや農林業所得の低迷などによる兼業化へ一層拍車がかかり、それに加え主要道路などの交通体系の整備が進むとともに自動車の普及により就労の場の広域化が進んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向

本町は、県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道水戸インターチェンジに約 10 キロメートル、水戸北スマートインターチェンジに約 8 キロメートル、北関東自動車道友部インターチェンジに約 18 キロメート

ルの距離にある。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道 4 路線、一般県道 6 路線が縦横に走っている。

北東部には一級河川的那珂川が流れ、その一帯に水田地帯が開けている。

また、道の駅「かつら」も河川沿いの一角に立地しており、住民に憩いの場をもたらしている。

中西部は、比較的なだらかな丘陵地帯として、都市部との交流を目指した 2 つの総合野外活動センターなどの観光レクリエーション施設の整備を行った。

また、平成 14 年には健康増進施設「ホロルの湯」が完成し、隣接する観光施設である総合野外活動センター「ふれあいの里」を含め、町内外から多くの方の利用を得ている。

七会地区は、森林面積が地区総面積の約 8 割を占めていることもあり、古くから農業を主とした第一次産業が中心となってきたが、経営規模も小さく地理的社会的条件から若者の流出が進み、後継者不足等に至っている。

そのような中、既存施設や地域資源を活用した持続的発展の展望が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 35 年に 24,646 人であったが、平成 27 年には 19,800 人となっており、比較すると人口で 4,846 人、率にして 19.6 パーセントの減少となっている。

地区単位で見ると、常北地区では水戸市と隣接しアクセス条件などが良好なことや安価な土地が提供できたことで住宅需要が増え、昭和 60 年以降急激な人口増となった時期もあった。桂地区では、昭和 35 年に 8,785 人であった人口も年々減少し、平成 2 年まで減少が続いてきた。昭和 55 年に過疎地域として指定以来、公共インフラ整備を進める一方住宅整備にも力を注ぎ、平成 7 年からは人口増となり平成 12 年に 7,050 人となり過疎指定地域から脱却したところである。

七会地区は、昭和 25 年の 4,541 人をピークに、昭和 30 年以降の高度成長の中、減少の一途をたどってきた。

人口の減少率をみると表 2-2 で示したように昭和 35 年から昭和 60 年の 25 年間に於いて 30.6 パーセントと高い減少率を示しているが、これは高度経済成長期に若年層が就労の場を求めて都市部へ流出したものである。

昭和 60 年以降は、総人口の減少率も鈍化傾向にあるが、若年者層は平成 2 年まで依然として 10 パーセント以上の減少を示し、平成 12 年では若干増加したが、平成 17 年以降は再び減少に転じている。

一方で、高齢者比率が急激な増加をたどっており、平成 27 年度では 32.6 パーセントとなっている。

近年は、若年層の減少による少子化が深刻となっており、若者の定住・人口増加対策が課題となっている。

表 2 - 1 人口の推移 (城里町) (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)						
総 数	24,646	22,561	△8.5	21,167	△6.2	20,460	△3.3	20,461	0
0 歳～14 歳	8,690	6,888	△20.7	5,317	△22.8	4,417	△16.9	4,102	△7.1
15 歳～64 歳	13,800	13,454	△2.5	13,443	△0.1	13,368	△0.6	13,407	0.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,760	4,320	△9.2	4,392	1.7	4,334	△1.3	4,136	△4.6
65 歳以上 (b)	2,151	2,219	2.9	2,407	8.5	2,675	11.1	2,952	10.4
(a) / 総数 若年者比率	19.3%	19.1%	—	20.7%	—	21.2%	—	20.2%	—
(b) / 総数 高齢者比率	8.7%	9.8%	—	11.4%	—	13.1%	—	14.4%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	20,437	△0.1	20,721	1.4	21,979	6.1	23,007	4.7	22,993	△0.1
0 歳～14 歳	4,008	△2.3	3,703	△7.6	3,872	4.6	3,675	△5.1	3,152	△14.2
15 歳～64 歳	13,253	△1.1	13,190	△0.5	13,476	2.2	14,077	4.5	14,165	0.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,595	△13.1	3,469	△3.5	3,598	3.7	3,792	5.4	3,570	△5.9
65 歳以上 (b)	3,176	7.6	3,828	20.5	4,631	21.0	5,255	13.5	5,676	8.0
(a) / 総数 若年者比率	17.6%	—	16.7%	—	16.4%	—	16.5%	—	15.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	15.5%	—	18.5%	—	21.1%	—	22.8%	—	24.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	21,491	△6.5	19,800	△7.8
0 歳～14 歳	2,520	△20.0	1,970	△21.8
15 歳～64 歳	12,991	△8.2	11,561	△11.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,984	△16.4	2,484	△16.7
65 歳以上 (b)	5,979	5.3	6,260	4.6
(a) / 総数 若年者比率	13.8%	—	12.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	27.8%	—	31.6%	—

※年齢不詳 (9 名) 除く

表 2-2 過疎地域の人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)						
総 数	4,029	3,469	△13.9	3,159	△8.9	3,015	△4.6	2,892	△4.1
0 歳～14 歳	1,559	1,223	△21.6	895	△26.8	636	△28.9	578	△9.1
15 歳～64 歳	2,153	1,931	△10.3	1,929	△0.1	1,978	2.5	1,890	△4.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	713	534	△25.1	572	△7.1	696	21.6	617	△11.4
65 歳以上 (b)	317	315	△0.6	335	6.3	401	19.7	424	5.7
(a)／総数 若年者比率	17.7%	15.4%	—	18.1%	—	23.1%	—	21.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%	9.1%	—	10.6%	—	13.3%	—	14.7%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,795	△3.4	2,711	△3.1	2,621	△3.3	2,498	△4.7	2,351	△5.9
0 歳～14 歳	581	0.5	529	△8.9	488	△7.8	388	△20.5	302	△22.2
15 歳～64 歳	1,763	△6.7	1,672	△5.2	1,500	△10.3	1,443	△3.8	1,398	△3.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	470	△23.8	414	△11.9	398	△3.9	424	6.5	411	△3.1
65 歳以上 (b)	451	6.4	510	13.1	633	24.1	667	5.4	651	△2.4
(a)／総数 若年者比率	16.8%	—	15.3%	—	15.2%	—	17.0%	—	17.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	—	18.8%	—	24.2%	—	26.7%	—	27.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,130	△9.4	1,867	△12.3
0 歳～14 歳	233	△22.8	172	△26.1
15 歳～64 歳	1,285	△8.0	1,086	△15.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	332	△19.2	247	△25.6
65 歳以上 (b)	612	△5.9	609	△0.5
(a)／総数 若年者比率	15.5%	—	13.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.7%	—	32.6%	—

表 3 人口の見通し（城里町）（城里町人口ビジョン）

	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
将来人口	18,456 人	17,818 人	17,357 人	17,055 人

イ 産業の推移と動向

本町の産業構造（産業分野別就業者数）は、平成 27 年の国勢調査で、第一次産業が 11.3 パーセント、第二次産業 24.8 パーセント、第三次産業が 63.9 パーセントとなっている。

七会地区の産業構造をみると、昭和 35 年では第一次産業就業人口比率が最も高く 80.5 パーセントを占める農林業主体の社会であったが、昭和 60 年には第一次産業の割合が 37.3 パーセント、第二次産業が 29.6 パーセント、第三次産業が 33.0 パーセントとなっており、平成 2 年には第三次産業の割合が 41.1 パーセント、平成 12 年 48.8 パーセント、平成 17 年 52.3 パーセント、平成 27 年には 55.4 パーセントと増加の一途をたどり第三次産業への移行が顕著となってきている。

このように基幹産業であった農林業主体の第一次産業が大きく後退した要因には農林業を取り巻く諸条件や零細な経営規模であるため将来展望が望めず農業離れが進行し、安定した就業の場を求め、第三次産業へ移行した経緯がある。

若年層においては、交通体系の整備により水戸市をはじめ近隣市町村への通勤者が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

表 4-1 産業別人口の推移（城里町）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,848		人 11,514	% △10.4	人 10,758	% △6.6	人 11,340	% 5.4	人 11,665	% 2.9
第一次産業 就業人口比率	63.6%		66.0%	—	61.5%	—	46.9%	—	39.6%	—
第二次産業 就業人口比率	7.0%		9.7%	—	16.7%	—	18.6%	—	22.4%	—
第三次産業 就業人口比率	19.4%		24.3%	—	21.7%	—	34.5%	—	38.1%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,563	% △0.1	人 11,669	% 0.1	人 11,915	% 2.1	人 12,136	% 1.7	人 11,942	% △1.6
第一次産業 就業人口比率	35.2%	—	28.4%	—	22.9%	—	16.9%	—	15.4%	—
第二次産業 就業人口比率	25.1%	—	27.2%	—	28.3%	—	29.4%	—	26.5%	—
第三次産業 就業人口比率	39.7%	—	44.4%	—	48.8%	—	53.7%	—	57.5%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,580	% △11.4	人 10,393	% △1.7
第一次産業 就業人口比率	10.9%	—	11.3%	—
第二次産業 就業人口比率	25.5%	—	24.8%	—
第三次産業 就業人口比率	63.6%	—	63.9%	—

表 4-2 過疎地域の産業別人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,083		人 1,653	% △20.6	人 1,706	% 3.2	人 1,717	% 0.6	人 1,704	% △6.0
第一次産業 就業人口比率	80.5%		76.7%	—	59.4%	—	45.6%	—	42.0%	—
第二次産業 就業人口比率	8.9%		8.5%	—	21.9%	—	26.0%	—	27.3%	—
第三次産業 就業人口比率	10.6%		14.8%	—	18.7%	—	28.4%	—	30.7%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,602	% △6.0	人 1,521	% △5.1	人 1,361	% △10.5	人 1,307	% △4.0	人 1,247	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	37.3%	—	31.0%	—	29.6%	—	23.6%	—	20.7%	—
第二次産業 就業人口比率	29.6%	—	27.9%	—	25.5%	—	27.6%	—	27%	—
第三次産業 就業人口比率	33.0%	—	41.1%	—	44.9%	—	48.8%	—	52.3%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,077	% △13.6	人 1,031	% △4.2
第一次産業 就業人口比率	17.6%	—	20.9%	—
第二次産業 就業人口比率	25.7%	—	23.7%	—
第三次産業 就業人口比率	56.6%	—	55.4%	—

（3）行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の大きな変化や住民ニーズの多様化に伴い、地方行政を取り巻く環境がますます厳しさを増している中で、従来型の行政スタイルではさまざまな課題に対応できない状況となってきた。

加えて、地方は少子高齢化や行政需要の多様化に伴い、行政ニーズへの対応も多種多様となっている。

また、地方分権改革（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の推進により、今後さらに市町村への権限移譲等が進み、自己決定・自己責任の下での市町村体制が強く求められており、市町村の行政能力の充実が急務となっている。

これら市町村を取り巻く環境を整えるために、常北町・桂村・七会村は平成 14 年度から合併協議を進め、平成 17 年 2 月 1 日に合併し城里町となった。

今後、新町としての一体性を早急に確立し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとともに、効率性・独自性ある自治体の基盤を強化し、安心で安全なまちとしての行政サービスを推し進めていくものとする。

イ 財政の状況

本町は、自然的・社会的条件などの類似した地域性や共通課題をもった隣接町村が合併し広範囲な行政区域となり、中心部と平坦な農業地域、山間地域における行政需要が増大すると思われる、財政的にも極めて厳しい状況となっている。

(表5-1、表5-2参照)

自主財源の根幹を成す町税収入は低い状況であり、普通交付税、地方債等の依存財源に大きく依存する極めて脆弱な財政構造である。今後は、人口減少により財源確保は一層厳しい状況となることが予測される。

歳出面では、行政のスリム化に努めているものの、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることに加え、少子高齢化社会の急速な進行など、社会情勢の変化に対応した施策が喫緊の課題であり、多額の財政需要が見込まれていることから、将来にわたり収支のバランスのとれた財政構造を構築しながら政策の着実な実現、状況に応じた適切な対応を図り、前例にとらわれず事業内容や事業実施主体の見直し等、全ての経費において削減を行っていかねばならない。

今後、ますます多様化する住民の要請に応え、安定的な発展を図るために、歳出の節減合理化を進め必要な財源の安定的な確保に努めなければならない。

表5-1 市町村の財政の状況 (城里町) 単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,356,315	10,293,751	11,040,219
一般財源	6,868,041	6,919,659	7,036,660
国庫支出金	1,115,421	864,232	1,099,754
都道府県支出金	459,059	698,375	657,882
地方債	1,029,940	650,660	954,427
うち過疎債	0	45,700	27,400
その他	883,854	1,160,825	1,291,496
歳出総額 B	9,736,276	9,501,564	9,471,883
義務的経費	4,048,426	4,046,084	3,675,921
投資的経費	1,362,974	1,289,620	1,457,690
うち普通建設事業	1,331,256	1,210,553	1,331,612
その他	4,324,876	4,165,860	4,338,272
過疎対策事業費	0	45,886	34,318
歳入歳出差引額 C (A-B)	620,039	792,187	1,568,336
翌年度へ繰越すべき財源 D	574,352	401,377	1,157,490
実質収支 C-D	45,687	390,810	410,846
財政力指数	0.40	0.38	0.37
公債費負担比率 %	17.2	15.7	9.9
実質公債費比率 %	16.1	12.4	10.3
起債制限比率 %	-	-	-
経常収支比率 %	84.7	85.9	89.8
将来負担比率	138.0	75.2	59.6
地方債現在高	11,871,384	10,491,890	10,571,456

表5-2 市町村の財政の状況

(七会地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	2,220,590	2,082,693
一般財源	1,483,974	1,171,841
国庫支出金	98,647	83,633
都道府県支出金	122,315	156,866
地方債	259,755	349,300
うち過疎債	231,000	184,700
その他	255,899	321,053
歳出総額 B	2,166,987	2,042,807
義務的経費	871,845	891,662
投資的経費	615,286	476,579
うち普通建設事業	572,799	476,579
その他	679,856	674,566
過疎対策事業費	348,127	367,856
歳入歳出差引額 C (A-B)	53,603	39,886
翌年度へ繰越すべき財源 D	52	16,696
実質収支 C-D	53,551	23,190
財政力指数	0.29	0.28
公債費負担比率 %	19.6	21.7
起債制限比率 %	10.9	11.7
経常収支比率 %	88.2	91.1
地方債現在高	2,633,571	2,719,432

ウ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設の整備状況は、表6のとおりである。

七会地区は、これまで過疎地域として年次計画により順次進めてきたところであり、全般的に整備され行政効果を高めてきたところである。

医療面では、医師2人体制(歯科医含む)をとり、診療体制の充実が図れてきている。

また、教育面では少子化等により、年々児童生徒数が減少し、小中学校ともに統廃合が進み、小学校1校のみとなっている。

表6 主要公共施設等の整備状況 (城里町)

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
町道 (m)	—	—	744,255	747,989	800,104	803,012	804,096
改良率 (%)	—	—	21.0	28.2	30.7	31.3	31.6
舗装率 (%)	—	—	35.1	43.2	47.8	48.6	48.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	7.9	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	1.7	1.7	1.2	1.2
水道普及率 (%)	27.1	72.8	81.9	91.0	97.5	99.0	99.1
水洗化率 (%)	—	—	—	32.7	59.0	73.1	79.7
病院、診療所の病床数 (床)	275	277	277	277	228	144	50
小学校 (校)	11	11	10	10	10	5	5
危険校舎面積比率 (%)	—	12.9	0.1	—	—	—	—
中学校 (校)	3	3	3	3	3	3	2
危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

(地方財政状況調)

(4) 地域の持続的発展のための基本方針

本町の過疎地域は、旧七会村が昭和45年に、昭和55年に旧桂村が過疎地域に指定されて以来、30年余にわたり過疎脱却、生活基盤の整備を目指し過疎対策事業を積極的に実施してきた。その結果、基礎的な公共施設の整備をはじめ産業の基盤整備などにより、生活環境は全般的に効果をあげてきた。旧桂村においては、定住促進等により人口増加が図られ、過疎地域自立促進特別措置法施行時に過疎地域からの脱却を図ったところである。

しかしながら、七会地区では引き続き過疎地域の指定を受け、地理的、社会的諸条件から人口の減少には歯止めがかからず、少子高齢化が依然として進行しており、後継者不足や産業の振興、教育面などに支障を来すようになってきていることから、現況に即した有効な施策が急務となっている。

城里町第2次総合計画(以下「町総合計画」という。)では、七会地区を自然環境ゾーンとして位置づけ、恵まれた自然環境や地域資源を活かしながら、住民と訪問者の交流事業を通したまちづくりを展開することとしている。

七会地区は、大規模な墓地公園や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」で開催される国際的なレースにより、首都圏からの来訪者が増えてきており、新たな交流事業としての振興策を進めているところである。

今後は更に地域の特性を活かし、産業の振興、観光施設等の整備、光ファイバ網による情報通信媒体活用による活力ある地域づくりを展開していくこととする。

また、主要道路の整備に伴い交通体系も整いつつあり、水戸市や笠間市、栃木県などへの通勤も可能となっていており、今後は広域的な連携強化も図る必要がある。

このため、町総合計画によるまちの将来像や次のような基本方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る。

1 まちの将来像

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』

2 基本方針

- ・町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点の持続的発展を推進
- ・「環境」「景観」「歴史・文化」を重視した、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよい地域の形成
- ・地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、地方自治の本旨である一体感のある住民自治を目指した地域活力の更なる向上

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(城里町人口ビジョンより)

	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人
出生率	1.64	1.78	1.93	2.07
社会増減	(転出人口の抑制) 2040年までに20歳代未満40%、20歳代60%、30歳代40%、40歳代50% 50歳代10%、60歳代10%の抑制 (転入人口の増加) 2040年までに全世帯の転入数が10%増加			

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関し、令和5年度に中間評価、また最終年度に評価を行う。

評価方法は、庁内所管課等による内部評価と、地域の代表である区長へのアンケート実施等を図る。

また、そこで得られた内容について、町ホームページ等を通じ周知を図る。

(7) 計画期間

この計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、城里町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設の管理における基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針と本計画に記載される公共施設等の整備が総合管理計画に適合されることを前提として、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を図る。

- ① 公共施設の総量を減らす。
- ② 公共施設等の長寿命化を推進する。
- ③ 公共施設の再編・有効活用を促す。
- ④ 管理サイクルの強化体制を図る。
- ⑤ 各施設のコスト削減努力を行う。
- ⑥ 持続可能に投資的経費を平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の社会情勢への対策として、移住・定住を促進するため小勝地区での「お試し住宅」の整備、都心部向けの移住促進のためのPRパンフレットの作成やツアー催行を行った。また、都市交流事業による都心部住民との交流を図っている。

地域おこし協力隊員による移住などの実績はあるが、即効性のある効果には至っていない。

(2) その対策

- ① 移住等を検討している者に対して、町の風土及び町内での日常生活を体験してもらうお試し住宅の活用により移住・定住の促進を図る。
- ② 地域おこし協力隊の採用により、地域の活性化の促進及び将来への定住を図る。
- ③ 都心部住民を対象とした体験ツアーの開催や、観光物産でのイベント等を活かした都市交流の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)地域間交流	山村ふれあい交流事業	町	交流人口の増加による移住・定住の促進を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

七会地区の農家数は年々減少しており、平成 22 年から平成 27 年では、それぞれ 141 戸 (37.0 パーセント) 減少している。

営農形態は、米を中心として野菜、茶、しいたけ、畜産、果樹などの複合形態が多いが、農業を取り巻く環境は農産物の価格の低迷や輸入農産物との競合、さらには負債償還などが農業経済を圧迫している。加え農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など生産構造の脆弱化が進んでいる。

このため、農地の流動化や耕作放棄地対策、担い手の育成、販路体制など引き続き取り組む課題が山積している。

また、畜産業においても生産者の高齢化、後継者不足、輸入自由化など農業と同様にさまざまな問題がある。

◎経営耕地面積

区 分 年 度	農家戸数 (戸)	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当りの 耕地面積 (a)
昭和 45 年度	546	502.1	274.5	208.9	18.7	92
昭和 50 年度	515	435.1	255.1	143.9	36.1	85
昭和 55 年度	502	406.7	254.5	114.5	37.7	81
昭和 60 年度	482	396.3	254.5	106.1	35.7	81
平成 2 年度	471	366.1	247.4	86.0	37.6	78
平成 7 年度	444	353.5	240.4	81.5	31.6	80
平成 12 年度	425	320.7	237.0	73.0	26.0	76
平成 17 年度	402	296.9	204.4	60.8	15.4	74
平成 22 年度	381	283.4	194.5	55.0	16.2	74
平成 27 年度	240	230.0	167.0	54.0	9.0	95

(農林業センサス)

イ 林 業

七会地区の山林面積は総面積の約 8 割近くを占め、その保全管理を含め林業は重要な産業となる。

昭和 45 年以降は林業構造改善事業を実施し、林内路網の整備や特用林産物のしいたけ栽培に取り組んできた。近年では、おがくず等を利用した菌床栽培による舞茸、なめこなどの栽培も行われている。

一方、国土保全や水源涵養、自然環境保全など森林機能を発揮していくことも求められており、森林環境譲与税事業を積極的に活用し、間伐・枝打ち及び作業道整備により森林環境整備など一層の有効活用を図っていく必要がある。

ウ 商 業

七会地区住民の生活を支える商店等は、人口の減少や情報化・車社会の進展などにより商業圏が拡大し、販売額の減少などにより閉店になった店もあり、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、商業を支える事業所も減少傾向である。

こうした中で、賑わいを見せる物産センター「山桜」や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」への通過交通者に対応した沿道サービスや地域資源の開発による新たな展開が望まれている。

◎商業の概況（経済センサス活動調査調）

区 分	平成 24 年	平成 28 年
事業所数	80	76

エ 観光レクリエーション

七会地区の代表的な観光施設として、野外活動センター「山びこの郷」が昭和 59 年にオープンし、指定管理者の「城里町開発公社」が管理運営を行っていたが、宿泊施設の中止、体験施設の老朽化等に伴い、七会町民センターへ機能が集約された。跡地は、民間事業者が利活用等をしている。

また、町最高峰の鶏足山への登山客の増加により、駐車場整備など登山客をターゲットとした観光政策の展開等が期待される。

オ 企業誘致

農業が主な産業であったが、高齢化により農業の担い手不足となっている。地域の雇用の場としては、ゴルフ場等があるが、大きな雇用創出には至っていない。

雇用の確保と地域の活性化を図るため、企業誘致に取り組んでいるが、景気の低迷等により、企業の誘致には結びついていない。

(2) その対策

ア 農 業

- ① 農地の流動化の促進、耕作放棄地対策の推進を図る中で、消費者ニーズに沿った中核農家の育成と生産性の向上を図る。
- ② 認定農業者の支援や担い手の育成を図りながら農村環境の整備を推進する。
- ③ 地域間交流の推進と農産物の安定的な供給体制を図る。
- ④ 鳥獣害を防ぐ環境づくりや、捕獲を実施し農作物の鳥獣による被害の軽減を図る。捕獲に関する担い手確保のため、狩猟免許の取得促進・奨励を進めるとともに捕獲鳥獣の利活用を検討する。具体的には、ジビエ肉の利用拡大及び皮革製品の商品化などに取り組む。
- ⑤ ななかいの里コシヒカリ等、城里町ブランド推奨品の PR や販売促進に努める。
- ⑥ 畜産業については、厳しい現状の中ではあるが関係団体間の連携を密にし、経営の安定化、管理技術の向上等に努めていく。

イ 林 業

- ① 森林整備計画に基づき森林環境譲与税事業を積極的に活用し、森林の有する公益的機能の維持育成及び森林の健全化を図るため、間伐及び保育を促進する。

- ② 特用林産物としてのしいたけ・なめこ・舞茸栽培等については、原発事故により原木の確保が難しくなっており、栽培基準に該当する原木の確保と風評被害の払拭、販路拡大、品質の向上に努める。

ウ 商業

- ① 商工業振興については、商工会等と協働し、物産センター「山桜」や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」への通過交通者をターゲットにした新たな商業サービスなどを展開することで商業基盤の充実を図っていく。
- ② 城里町ブランド推奨品の積極的な販売促進活動及び啓発を行い、地域産業や町のブランドイメージアップを図る。

エ 観光レクリエーション

- ① 観光レクリエーションは、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たすことから、物産センター「山桜」などを交流拠点とすることで、ソフト面の事業の展開を図っていく。
- また、七会町民センター周辺における民間事業者との連携も模索する。
- ② 近年の健康志向ブームにより、ウォーキングやハイキングが盛んとなり、城里町最高峰の鶏足山への登山客が増えている。登山客をターゲットとした観光政策の展開を図る。

オ 企業誘致

- ① 民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な不動産を活用したIT企業（サテライトオフィス）の誘致を図る。
- ② 用地の造成等、誘致場所の確保を行い、高齢化社会に対応した福祉施設や自然を活かした研究開発施設等を誘致し、雇用促進に繋がる産業の活性化を図る。

カ その他（他市町村等との連携）

過疎指定地域を有する茨城県下市町において構成している「全国過疎地域連盟茨城県支部」にて他市町との相互間の緻密な連絡提携による過疎対策事業の充実強化を図っているため、今後も同組織を通じた他市町との連携等により、過疎地域における産業経済の発展振興等を図る。

（3）事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域等直接支払 交付金事業	町	基幹産業である農業、 林業の振興を図る。
	(1)基盤整備 林業	森林経営管理意向調査	町	
	(1)基盤整備 林業	森林環境譲与税基金 森林整備	町	
	(4)地場産業の 振興 加工施設	鳥獣被害対策 処理加工施設等の整備	町	

(4) 産業振興促進事業

産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)事業計画のとおり、産業の振興への促進を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧七会村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報インフラの整備として、住民と行政が多様で豊かな情報を相互に利活用していくため平成16年度に光ファイバ網整備を図り、地域情報ネットワークを構築した。

インターネット、広報事業、緊急時等の連絡手段として活用して来たが、機器の老朽化や技術の飛躍的進歩があり、時代に合わせた高度化した通信システム等の導入が必要である。

(2) その対策

高度情報化に対応した通信システム等の設置並びに利活用を図り、充実した行政・地域情報ネットワークの形成を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの 高度化により、時 代に合った情報 ネットワークの 形成を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

七会地区の道路網は、県道については中央部を南北に貫く笠間緒川線、東西に走る水戸茂木線をはじめ7路線があり、町道は182の路線がある。これらの道路等の整備改良は例年進んでおり、特にさくらトンネルの開通により笠間方面への交通アクセスは飛躍的に向上した。また、広域的な幹線道路としても役割が期待される広域営農団地農道（ビーライン）の整備も平成15年度に笠間市まで供用開始された。しかし、幅員が狭い箇所もまだ残されており、今後も必要な改良等が望まれている。

町道は、1・2級道路は15路線、その他町道が167路線あり、これらの改良は順次行われているが、主要な道路や県道との接続部分、他市町との連絡道路などは早急な改良が望まれている道路もある。

更には、小勝地内の墓地公園や、隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」の交通量の増加もあり、日常生活にも支障を来しつつある道路環境への対応のための改善等も必要である。

◎七会地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	108,146m	58,962m	54.5%	71,136m	65.8%	182

(都市建設課調)

イ 地域公共交通

七会地区には城里町社会福祉協議会が運営する城里町全域を対象とした城里デマンド交通「ふれあいタクシー」及び(株)茨城交通による路線バス(常北・七会線)があるが、地区内外の移動は自家用車を利用する者が大半である。

しかし、特に路線バスは七会中学校が廃校となったことにより、常北中学校へ通う生徒や高校生、高齢者等にとって不可欠な交通手段であり、今後も確保していかなければならない。

(2) その対策

ア 道路

- ① 七会地区内交通の軸となる県道(笠間緒川線、阿波山徳蔵線等)の改良促進並びに町道等の地域間の交流ルートの強化を図る。
- ② 地域間の連絡道とする栃越線・こび山線の整備を推進する。
- ③ 町道整備については、生活道路としての集落間内連絡道路及び公共施設の利便性を中心に計画的に進める。

イ 地域公共交通

- ① 地域住民にとって必要な公共交通手段として、路線バスの維持確保に努め、デマンド交通「ふれあいタクシー」の積極的な利活用を推進し、必要な補助を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	栃越線(改良) L 850m W 5.0m	町	上赤沢
		道木橋青梅線(改良) L 1,295m W 5.0m	町	塩子
		こび山線(改良) L 2,130m W 5.5m	町	小勝・ 塩子
		押寄木・大峰線(改良) L 2,000m W 5.0m	町	大網

		中妻線（改良） L 374m W 4.0m	町	下赤沢
		真端線（改良） L 1,000m W 5.0m	町	真端
		50号線（舗装） L 300m W 3.0m	町	小勝
		46号線（舗装） L 280m W 3.5m	町	小勝
		54号線（舗装） L 240m W 4.0m	町	塩子
		13号線（舗装） L 980m W 3.5m	町	塩子
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の整備、交通手段の確保については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

七会地区の水道施設は、塩子地区簡易水道施設が平成4年度から平成7年度までの4か年事業で進められ、平成8年5月に塩子地区全域（一部小勝地区含む）に飲料水供給が開始されている。

未普及地区（対象人口1,560人）であった小勝地区の一部と徳蔵地区（徳蔵・真端・大網・上赤沢・下赤沢）についても、平成18年度から平成21年度までの4か年で給水事業を行い解消されている。

平成22年3月に、七会地区簡易水道は事業統合により小松系に編入された。

塩子浄水場は、浅井戸による取水のため安定供給していなかったこともあり、平成23年度から平成25年度の3か年で施行した塩子緊急連絡管工事により、小松浄水場系に統合し、飲料水の安定供給を確保した。

今後は、施設の老朽化・耐震化対策や安定した収益の確保等の持続可能な水道事業の実現が必要である。

イ 環境衛生

七会地区のゴミ及びし尿処理については、町で事業処理している。

し尿については、城里町衛生センターにおいて計画的に処理しているが、近年は河川浄化や衛生面から合併処理浄化槽の設置が増加している。

ゴミ収集についても、城里町環境センターにおいて分別収集しているが、環境への配慮や設備負荷軽減の観点からも、各家庭における排出量の削減などが望まれている。

ウ 消防施設及び緊急体制

七会地区の消防団は、昭和22年に非常備消防組織として設置され、地域住民の生命財産を災害から守るため活動をしている。また、消防力の強化を図るため防火貯水槽や消火栓の設置を進めている。

消防団は、4分団、89人の団員によって構成されており、平成11年4月に笠間地方広域事務組合に業務の一部を委託していた。その後、市町村合併に伴い、平成19年4月からは水戸市消防本部と業務委託をし消防・救急の常備化を図っているが、旧常北地内にある出張所から遠距離となる一部地域への緊急災害時の現場到着所要時間などから、初期消化活動等を担う地元消防団員の確保・維持は重要な課題となっている。

若年層の流出、サラリーマン増加による職住分離の形態により減少している団員の確保を見据えた組織体制の見直しを図る必要がある。

◎消防施設・人員の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	区分	消防団		消防ポンプ自動車 (台)		小型動力ポンプ積載車(台)	
		分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成 27 年度		4	100	—	5	—	8
平成 28 年度		4	101	—	5	—	8
平成 29 年度		4	96	—	5	—	8
平成 30 年度		4	100	—	5	—	8
令和 元 年度		4	94	—	4	—	4
令和 2 年度		4	96	—	4	—	4
令和 3 年度		4	89	—	4	—	4

(総務課 消防防災現況調査)

エ 公営住宅

七会地区の公営住宅は、定住促進からも重要な対策として小勝地内に 16 戸、塩子地内に 20 戸、徳蔵地内に 8 戸建設され、現在 33 戸 108 人が入居している。

今後も、人口定着と増加を図るため、U・I・J ターンの受け入れを意識し、入居条件の緩和や地域バランスを考慮した住宅環境の維持・整備を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、施設維持のため老朽化や耐震化対策を推進する。

イ 環境衛生

- ① 生活環境の整備、河川環境の保全のため、合併処理浄化槽の設置を推進し、涸沼流域地区にあっては、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進する。
- ② ゴミの排出量削減のため、資源ごみの分別回収を継続して実施し、リサイクルを図るとともに不法投棄防止に向けた監視体制の強化を図っていく。

ウ 消防施設及び緊急体制

- ① 消防ポンプ車や防火水槽並びに消火栓などの消防施設の充実を図るとともに、団員の確保を推進し組織の体制強化に努める。
- ② 緊急・災害時において、住民に対する迅速で正確な情報提供など、災害情報提供体制の充実・強化を図っていく。
- ③ 「城里町地域防災計画」防災ビジョンにおける「町民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の三位が一体となった“防災と減災の環境づくり”」のため、平時からの防災教育や防災訓練の実施、災害時の共助の取組を促す自主防災組織の結成に向けた支援などを行っていく。

エ 公営住宅

- ① 地域に考慮した定住促進のための公営住宅の維持管理を図る。
- ② 広報活動や内覧会開催などによる入居者募集等の PR を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設・その他	合併処理浄化槽設置事業補助	町	国・県・町による補助金交付により、生活環境の向上を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針及び防災等においては城里町地域防災計画との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

将来の社会を担っていく乳幼児が年々減少してきており、少子化対策や子育て環境の改善が急務となっている。

七会地区では、認定こども園である「ななかいかども園」において保育を実施しており、現在 33 名が入所している。

今後は、保育内容の充実や施設の老朽化に伴う整備等が必要である。

イ 高齢者の保健及び福祉

七会地区の 65 歳以上の人口は、平成 27 年国勢調査において 609 人と全体の 32.6 パーセントを占め、今後も高齢化が進むと予想される。

平成 12 年 4 月 1 日から介護保険制度がスタートしたことから、要介護者誰もが公平な介護を受けることのできる拠点施設の整備や、在宅介護の支援、デイサービスなど良質な福祉サービスの充実を図っている。

また、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進しており、健康事業や健康教育、基本健診、胃がん検診、大腸がん検診などを実施し、予防医療に努めているところである。

一方、高齢者の生きがい対策として、75 歳以上の高齢者を招待する「敬老会」、「金婚式」、敬老祝金の支給、一人暮らしの高齢者に対する愛の定期便事業などを実施している。

高年者クラブにおいても趣味・娯楽・教養の向上・スポーツ（クロッケー・輪投げ・ペタンク・グラウンドゴルフ）など、健康を目的とした、各種事業等を実施している。

更に、世代間の交流を深めるために、三世代による軽スポーツ及び民芸品づくりなどをとおして明るい家庭の堅持と生きがい対策に努めている。

今後、高齢人口の増加に伴い、高齢者の社会的役割が重要となってきたことから、地域住民が健康で豊かな生活が営める福祉社会の構築を目指して施策を講じていく必要がある。

◎ななかいかども園（認定こども園）の入園状況

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
幼 児 人 口 （七会地区）	2 人	6 人	6 人	9 人	7 人	3 人	33 人
入所乳幼児数	0 人	3 人	3 人	6 人	9 人	3 人	31 人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 乳幼児がよりよい環境のなかで健全に保育されることは児童福祉の基本であり、乳幼児期の各種健診、家庭全戸訪問事業の充実にも努め、児童の健康・福祉の向上に努める。

- ② 女性の就労と子育てを支援するため、保育所・認定こども園等の整備を図り、保護者の要望に対応できるよう子育て支援の充実に努める。

イ 高齢者の保健及び福祉

- ① 介護保険制度を円滑に進めるため、保健・医療・福祉の連携による地域ケアシステム推進事業を進めるとともに、ホームヘルプ事業、デイサービス事業、訪問指導、デイケア事業の充実に努める。
- ② 高齢者が生きがいをもって生活を送るために、健康づくり事業や健診を積極的に進め、病気の早期発見や予防に努める。
- ③ 高年者クラブの一層の活性化を図るため、高齢者の地域活動、社会活動を支援する事業を推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	公立認定こども園の改修工事	町	子育て支援の充実に努める
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	七会保健福祉センター維持補修整備工事	町	維持補修整備により施設の長寿命化を図る

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

七会地区の医療機関は、国保診療所のみであり、診療所は基幹的な施設として診療及び施設の充実に努め、その役割を果たしてきた。

診療については、勤務常勤医師が1名、歯科医師が1名のほか県立中央病院と連携し、重症患者等に対する医療体制の強化を図っている。

住民の大半は日常医療を診療所に頼っており、地域住民にとって診療所に対する期待は強く、今後も診療・保健・在宅診療など包括的な医療が望まれている。

歯科においては、診療所に併設されており、予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。

その重要性から、施設や医療機器等の整備を図ってきたが、これらの整備は今後も必要となっている。

(2) その対策

- ① 住民が必要に応じて、医療を受けられるよう、施設の充実やスタッフの確保を図り、早期発見・早期治療・予防など幅広い医療体制の充実を図るとともに運営の健全化に努める。
- ② 第一次医療機関としての機能を維持し、安心して受診できるように医科と歯科に特化した診療棟の改築及び医療機器の更新・施設の整備等を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持 続的発展特別 事業 自治体病院	超音波画像診断 装置更新	町	安心できる医療体 制の充実を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

七会地区は、少子化等により年々児童生徒数が減少したことから、小中学校ともに統廃合が進み、既存の学校は小学校1校のみとなっている。

統廃合により、通学困難となる児童生徒にはスクールバス等の運行等の支援を行っているが、多様な解消策を検討し、通学路の利便性を確保するとともに、交通安全対策、防犯対策を図る。

◎小学校の状況

(各年度5月1日現在)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	児童 生徒数	学級数								
七会小	78 人	6	79 人	6	70 人	6	65 人	6	58 人	6

◎施設の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	小 学 校
	七会小学校
敷地面積	11,130 m ²
必要面積	2,735 m ²
保有校舎面積	2,002 m ²
教室数	11
屋内運動場面積	0 m ²

イ 生涯学習

多様化する住民ニーズに対応するため、各種の生涯学習（体育）事業を展開している。各地区には集落センターが整備されており生涯学習施設としての活用も図られている。

生涯学習については、『町民が主体となる・生涯学習の展開に努めます』を目標に住民が生涯にわたって学習できる機会や情報の提供を図っている。

各種事業・教室等で参加人員の向上が事業推進上重要である。

ウ 体育施設

社会体育施設については、グラウンド・体育館・クロッケー場等をはじめ、多くのスポーツ団体（スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団・高年者クラブ等）が利用している。

◎施設の状況

区 分	面 積	利 用 種 目 等
塩子運動広場(塩子地内)	15,000 m ²	野球・ソフトボール
下赤沢運動広場 (下赤沢地内)	6,000 m ²	ソフトボール・少年野球
七会体育館 (徳蔵地内)	720 m ²	バレー・バスケットボール・ バドミントン
花山体育館(塩子地内)	640 m ²	バレー・バスケットボール・ バドミントン
クロッケー場(塩子・徳蔵・小勝地内)	2,200 m ²	クロッケー
花山プール(塩子地内)	735 m ²	町民プール
七会町民センター体育館 (小勝地内)	1,641 m ²	各種屋内スポーツ
七会町民センターグラウンド (小勝地内)	15,720 m ²	サッカー・グラウンドゴルフ等
七会町民センタートレーニングルーム (小勝地内)		器具使用によるトレーニング

(2) その対策

ア 学校教育

小学校については、児童数の減少を考慮し、町費教職員の採用を含め、教育環境整備を図っていく。

イ 生涯学習

- ① 生涯学習についての理解を深め、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化教養を高め得るような環境づくりに努める。
- ② 住民の希望等を検討し、魅力ある事業を展開するとともに、各種のリーダーの養成を図っていく。また、時代に即した学習機器等の整備に努める。

ウ 体育施設

地区運動広場等の利用により、生涯スポーツの振興と体力の向上並びに健康に対する意識の高揚に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	七会小学校校舎外壁修繕事業	町	教育環境の向上により、豊かな教育内容を学べることを図る。
		スクールバス運行	町	
		通学費補助	町	
	(3) 集会施設、体育施設等	花山体育館屋根防水修繕事業	町	
		花山体育館耐震診断・耐震補強事業	町	
		七会体育館外壁等修繕事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、教育施設等長寿命化計画に基づき、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落等整備の方針

七会地区は、集落が7つの旧大字単位で構成され26自治会となっている。平成16年には区長制度を取り入れ8区制となっている。しかし、地域的には地理的条件から集落の整備状況や構成人口に格差が生じており、集落の維持が困難な状況になりつつある。

特に、少子化については深刻となってきており、今後の定住人口対策等が望まれている。

地域住民が生きがいをもって生活を営むには、自治会としての組織形態の存続が必要不可欠であり、今後とも集落の特色、地域住民の意見を反映した環境整備に努め、地区外の方々との交流を通じた活性化を図る必要がある。

イ 住宅

七会地区では、若年層の流出、高齢化等が進行しており、生産力の低下・人口の減少・過疎化傾向に歯止めをかける必要がある。

車社会と道路事情の改善が進むなかで、水戸市・笠間市をはじめとする近隣市町村

への通勤が可能であることや、都市部からの用地等の問い合わせがあることから、今後とも定住促進のための公営住宅の維持・整備が必要である。

(2) その対策

ア 集落等整備の方針

地域の連帯性を助長するコミュニティや区長制度の充実、生活道路の緊急整備を核とした生活環境の改善を図っていく。

集落機能の維持・強化のため、地域外の若者等が地域に入り、農作業や集落行事等を手伝う交流事業を促進するとともに、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、地域の持続的発展を推進する。

イ 住 宅

若い世代の定着と人口増加を図るため、U・I・Jターン者を積極的に受け入れられるよう若年層向けの公営住宅を整備・維持し、入居者募集のPRにより定住を図る。併せて、移住者向けの宅地造成を行う等、定住促進及び集落の活性化を図る。

また、住民が安全及び安心して暮らせるよう、リフォーム等の促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財保護

七会地区の指定文化財等は、県指定が5件及び町指定が7件のほか、埋蔵文化財包蔵地が9箇所ある。

また、城里町文化財保護審議会の意見等をもとに、貴重な文化財を指定するなどして、その保護を図っている。なお、平成16年度には郷土史の編纂整備が図られたところである。

今後の課題としては、文化財の保護のもと、将来にわたり伝え残すべき資料の整理を進め、保存活用しなければならない。

◎県指定文化財（七会地区）

（令和3年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	木造弘法大師像	昭 37. 2.26	徳蔵寺	徳 蔵
〃	両界曼荼羅版木	〃	〃	〃

工 芸 品	礼 盤	〃	〃	〃
〃	銅 鐘	昭 42. 3.30	佛國寺	塩 子
彫 刻	鑄造十一面千手観音菩薩像	昭 42.11.24	〃	〃

◎町指定文化財（七会地区）

（令和3年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
名 勝	佛國寺奥ノ院	昭 58. 3.31	佛國寺	塩 子
有形民俗文化財	徳蔵寺の駕籠	〃	徳蔵寺	徳 蔵
建 造 物	徳蔵寺大師堂	平元. 3.15	〃	〃
史 跡	伊藤益荒 伊藤斎宮（水戸天狗党）自刃の碑	昭 58. 3.31	押寄木自治会	小 勝
天然記念物	小勝のかや	平元. 3.15	個人所有	〃
無形民俗文化財	八木節源太おどり	平 10. 4.23	下赤沢民俗芸能保存会	下赤沢
彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 15. 5. 2	個人所有	大 網

（2）その対策

ア 文化財保護

文化財の滅失・散逸等を防止し保存活用を図るため、文化財の指定等を行うなどして、住民の文化財保護意識の高揚を図る。

（3）公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

東日本大震災以降、再生可能エネルギーも含めた多様なエネルギー源の活用が求められていることから、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大が期待されている。

国の政策などを背景に、太陽光発電施設の設置が多く見られ、メガソーラー施設建設もあった。

しかし、土地開発や山林伐採による自然破壊への懸案、地元住民への生活の影響を伴うことから自然環境への調和と地元住民の理解促進が重要である。

(2) その対策

自然環境への調和や地元住民の理解促進を前提とし、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの利活用による、地域資源の有効活用を図る。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの高度化により、時代に合った情報ネットワークの形成を図る。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保
8 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	超音波画像診断装置更新	町	安心できる医療体制の充実を図る。

議案第 36 号

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに取得した設備に対する固定資産税が課されることとなつた年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、町長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和 3 年 5 月 23 日 午前 7 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字石塚地内 県道 61 号
- 3 相手方 那珂市在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 60% 相手方 40%
(2) 損害賠償金額 金 580,626 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で県道 61 号を走行していたところ、町民が町内一斉作業の草刈り中に石を弾いてしまい、相手方の自家用車左側前後のドアに当たり、破損させた物損事故。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第38号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 令和3年7月2日 午前11時0分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字高久地内 町道8-0351号線
- 3 相手方 城里町大字高久在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 10% 相手方 90%
(2) 損害賠償金額 金 35,142円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 公用車（バイク）を運転中、自宅敷地より道路に侵入してきた相手方車両と衝突した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第39号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成28年6月23日 午後4時20分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字石塚地内 町道1516号線
- 3 相手方 水戸市東赤塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%
(2) 損害賠償金額 金 220,000円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、笠間街道入口交差点にて信号待ちで停車していた際、錯誤により発進し、停車中の前方相手方車両に追突した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第40号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成28年6月23日 午前7時5分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字那珂西地内 町道0204号線
- 3 相手方 城里町大字那珂西在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 39% 相手方 61%
(2) 損害賠償金額 金 23,918円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道0204号線を走行していたところ、町道に木の枝が張り出しているのが見えず、枝に接触したことにより左側面及び雨よけを破損した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第41号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成28年8月12日 午後3時40分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字上坏地内 国道123号
- 3 相手方 水戸市元吉田在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%
(2) 損害賠償金額 金 1,734,684円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、上坏交差点にて信号待ちで停車していた際、錯誤により発進し、信号待ちで停車中の前方相手方車両に追突した物損および人身事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第42号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成28年8月31日 午後2時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字小勝地内 町道90号線
- 3 相手方 城里町大字塩子在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 73% 相手方 27%
(2) 損害賠償金額 金 92,000円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道90号線を走行していたところ、町道の横断溝に3cmほどの段差が生じていた部分に乗り上げてしまい、左側前輪タイヤがパンクしホイールが破損した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第43号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成28年9月21日 午後4時35分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字石塚地内
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%
(2) 損害賠償金額 金 43,800円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、駐車場出庫の際、切り返しによる方向転換を行っていたところ、確認不足により、停車していた相手方車両に衝突した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第44号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成28年11月5日 午後9時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字石塚地内 城里町役場
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%
(2) 損害賠償金額 金 61,410円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、役場駐車場に駐車のため後進したところ、確認不足により横に停車してあった相手方車両に衝突した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第45号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成29年2月10日 午後4時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字高久地内 町道8-0375号線
- 3 相手方 城里町大字錫高野在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 70% 相手方 30%
(2) 損害賠償金額 金 76,054円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道8-0375号線を走行していたところ、町道に垂れ下がった枝に気付かず接触し、フロントガラス助手席側上部を破損した物損事故。
当時、既に薄暗く視認性が悪い状況であった。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第46号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発日時 平成29年2月24日 午後4時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字塩子地内 町道57号線
- 3 相手方 栃木県芳賀郡茂木町在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 60% 相手方 40%
(2) 損害賠償金額 金 6,900円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道57号線を走行していたところ、町道脇の土砂崩れにより道路に散乱していた石に乗り上げ、右側後輪のタイヤがパンクした物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第 47 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成 29 年 3 月 3 日 午後 2 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字徳蔵地内 町道 35 号線
- 3 相手方 古河市在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 60% 相手方 40%
(2) 損害賠償金額 金 12,805 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道 35 号線を走行していたところ、町道上に散乱していた石に乗り上げたため、左側前輪のタイヤがパンクした物損事故。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第48号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成29年9月8日 午前9時0分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字下坏地内 町道8-0102号線
- 3 相手方 常陸大宮市在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 30% 相手方 70%
(2) 損害賠償金額 金 10,200円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道8-0102号線を走行していたところ、ガードレール支柱に取り付けられた反射板に接触し、左側ドアミラーを破損した物損事故。
反射板は、接続金具が緩んでいたことにより走行車線上にはみ出していた。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第49号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成29年9月14日 午後3時40分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字上青山地内 町道0211号線
- 3 相手方 水戸市赤塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 80% 相手方 20%
(2) 損害賠償金額 金 96,422円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、城里町七会方面に公務により進行中、ウィンカーを表示せず減速した相手方車両を追い越そうとしたところ、ウィンカーを点滅させ右折し始めた相手方車両と衝突した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第50号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成30年3月17日 午前9時50分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字上青山地内 町道0211号線
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 40% 相手方 60%
(2) 損害賠償金額 金 10,368円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道0211号線を走行していたところ、対向車が来たため左側に寄ったところ、町道の穴が開いている部分に左側前後輪を乗り上げてしまい、タイヤがどちらもパンクした物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第 5 1 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

物損事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成 3 0 年 4 月 2 7 日 午前 11 時 15 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字石塚地内 （石塚小学校西側町道）
- 3 相手方 水戸市百合が丘町在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 1 0 0 %
(2) 損害賠償金額 金 9 1 , 9 4 8 円
- 5 事故の原因 石塚小学校敷地内の西側フェンス脇において、当該学校教諭が草刈り作業を行っていたところ、刈払機により石を跳ねてしまい、学校敷地に接した町道に駐車していた相手方車両のリアガラスを破損させた物損事故。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第52号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 平成30年9月21日 午後2時20分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字上入野地内 町道1432号線
- 3 相手方 水戸市双葉台在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 80% 相手方 20%
(2) 損害賠償金額 金 179,190円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、交差点を走行しようとした際、侵入時の安全確認不足により、左側面より進行してきた相手方車両左前方部分と接触した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第53号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日月日 平成30年10月2日 午前11時0分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字御前山地内 国道123号
- 3 相手方 (1) 水戸市平須町在住
(2) 水戸市見和在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 90% 相手方 10%
(2) 損害賠償金額 金 2,121,864円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、道の駅かつらから国道へ左折する際、右方から来た相手方車両が左折のウインカーを出していることを確認したため、左折すると思い国道へ出たところ、相手方車両が直進したため衝突した物損および人身事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第54号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 平成31年3月1日 午後8時20分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字阿波山地内 町道8-0620号線
- 3 相手方 城里町大字上阿野沢在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 70% 相手方 30%
(2) 損害賠償金額 金 86,933円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道8-0620号線を走行していたところ、町道の穴が開いている部分に乗り上げてしまい、左側前後輪のタイヤがパンクし前輪のホイールが歪み、ハンドルが左側に曲がったままとなった物損事故。
当時は暗かった。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第 55 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和元年 8 月 26 日 午前 4 時 50 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字下古内地内 町道 3313 号線
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 74% 相手方 26%
(2) 損害賠償金額 金 115,938 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道 3312 号線を走行していたところ、ガードレールに乗る形で道路に倒れた木に接触し、フロントバンパー及びボンネットを破損した物損事故。
毎日通行している町道であるが、前日の風雨により倒木したもので、当時は薄暗く視認性が悪い状況であった。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第 56 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和元年 11 月 29 日 午前 8 時 50 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字阿波山地内 町道 7-08 号線
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 27% 相手方 73%
(2) 損害賠償金額 金 123,720 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道 7-08 号線を走行していたところ、町道の穴が開いている部分に乗り上げてしまい、左側前輪のタイヤがパンク、前後輪のホイールを破損した物損事故。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第57号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生年月日 令和元年12月17日 午前9時0分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字下古内地内 環境センター
- 3 相手方 城里町大字石塚在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100%
(2) 損害賠償金額 金 160,787円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 本町職員が、敷地内において、フォークリフトに乗車しながら相手方車両からの荷下ろし確認をしていたところ、確認不足により、相手方車両の上部に開いたリアゲート部分と接触した物損事故。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

議案第 58 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和 2 年 3 月 10 日 午後 1 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字高久地内 町道 8-0375 号線
- 3 相手方 城里町大字錫高野在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 80% 相手方 20%
(2) 損害賠償金額 金 10,120 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道 8-0375 号線を走行していたところ、町道の穴が開いている部分に乗り上げてしまい、右側前輪のタイヤがパンクした物損事故。
当時は雨であり、連絡を受け職員 2 名が確認し、応急復旧を実施。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第 59 号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和 3 年 2 月 27 日 午後 9 時 40 分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字小勝地内 町道 90 号線
- 3 相手方 城里町大字塩子在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 71% 相手方 29%
(2) 損害賠償金額 金 275,720 円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道 90 号線を走行していたところ、町道上に散乱した落石に乗り上げ、トランスミッション及びリア足回りを破損した物損事故。
当時は暗かった。
この付近はイノシシの被害により、法面からの土砂等の崩落があり、町では随時除去処理を実施していると共に、注意喚起のため、看板の設置をしている。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

議案第60号

令和3年度城里町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度城里町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,645,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金		8,600	5,306	13,906
	1. 地方特例交付金	8,600	5,306	13,906
12. 地方交付税		3,430,521	647,034	4,077,555
	1. 地方交付税	3,430,521	647,034	4,077,555
16. 国庫支出金		1,077,739	49,049	1,126,788
	2. 国庫補助金	447,098	49,049	496,147
17. 県支出金		582,373	12,298	594,671
	2. 県補助金	184,367	12,463	196,830
	3. 委託金	56,564	△ 165	56,399
20. 繰入金		920,775	△ 774,564	146,211
	1. 特別会計繰入金	1	59	60
	2. 基金繰入金	920,774	△ 774,623	146,151
21. 繰越金		100,000	366,397	466,397
	1. 繰越金	100,000	366,397	466,397
23. 町債		1,200,700	113,232	1,313,932
	1. 町債	1,200,700	113,232	1,313,932
歳入合計		10,227,175	418,752	10,645,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		108,240	△ 3,700	104,540
	1. 議 会 費	108,240	△ 3,700	104,540
2. 総 務 費		1,394,871	226,265	1,621,136
	1. 総 務 管 理 費	1,122,862	229,421	1,352,283
	2. 徴 税 費	148,250	△ 432	147,818
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	57,816	△ 2,724	55,092
3. 民 生 費		2,552,205	41,123	2,593,328
	1. 社 会 福 祉 費	1,710,453	△ 11,627	1,698,826
	2. 児 童 福 祉 費	841,752	52,750	894,502
4. 衛 生 費		1,372,558	111,862	1,484,420
	1. 保 健 衛 生 費	453,520	111,612	565,132
	2. 清 掃 費	756,873	250	757,123
5. 農 林 水 産 業 費		569,753	4,974	574,727
	1. 農 業 費	556,838	4,633	561,471
	2. 林 業 費	12,915	341	13,256
6. 商 工 費		389,642	48,266	437,908
	1. 商 工 費	389,642	48,266	437,908
7. 土 木 費		1,544,524	△ 20,220	1,524,304
	1. 土 木 管 理 費	80,521	△ 4,329	76,192
	2. 道 路 橋 梁 費	685,870	5,533	691,403
	3. 河 川 費	76,936		76,936
	4. 都 市 計 画 費	589,792	△ 23,818	565,974

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 住 宅 費	111,405	2,394	113,799
8. 消 防 費		488,458	12,224	500,682
	1. 消 防 費	488,458	12,224	500,682
9. 教 育 費		935,297	△ 2,042	933,255
	1. 教 育 総 務 費	196,262	2,140	198,402
	4. 社 会 教 育 費	287,646	△ 4,729	282,917
	5. 保 健 体 育 費	171,972	547	172,519
歳 出	合 計	10,227,175	418,752	10,645,927

第 2 表

地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	50,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
緊急自然災害防止対策事業	56,100			

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	710,300				791,100			
臨時財政対策債	360,300				285,932			
計	1,200,700				1,313,932			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金	8,600	5,306	13,906
12. 地方交付税	3,430,521	647,034	4,077,555
16. 国庫支出金	1,077,739	49,049	1,126,788
17. 県支出金	582,373	12,298	594,671
20. 繰入金	920,775	△774,564	146,211
21. 繰越金	100,000	366,397	466,397
23. 町債	1,200,700	113,232	1,313,932
歳入合計	10,227,175	418,752	10,645,927

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 議 会 費	108,240	△3,700	104,540				△3,700	
2. 総 務 費	1,394,871	226,265	1,621,136	1,635			224,630	
3. 民 生 費	2,552,205	41,123	2,593,328	21,406	30,400	59	△10,742	
4. 衛 生 費	1,372,558	111,862	1,484,420	△7,383	102,200		17,045	
5. 農 林 水 産 業 費	569,753	4,974	574,727	2,375		500	2,099	
6. 商 工 費	389,642	48,266	437,908	39,379			8,887	
7. 土 木 費	1,544,524	△20,220	1,524,304	△1,465	4,300		△23,055	
8. 消 防 費	488,458	12,224	500,682	535			11,689	
9. 教 育 費	935,297	△2,042	933,255	4,865	50,700	△56,850	△757	
歳 出 合 計	10,227,175	418,752	10,645,927	61,347	187,600	△56,291	226,096	

2. 歳入

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	8,600	5,306	13,906	1. 個人住民税減収補填特例交付金	685	個人住民税減収補填特例交付金
				2. 自動車税減収補填特例交付金	3,736	自動車税減収補填特例交付金
				3. 軽自動車税減収補填特例交付金	885	軽自動車税減収補填特例交付金
計	8,600	5,306	13,906			

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,430,521	647,034	4,077,555	1. 地方交付税	647,034	普通交付税 震災復興特別交付税	394,117 252,917
計	3,430,521	647,034	4,077,555				

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	171,765	18,344	190,109	1. 総務費補助金	18,344	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2. 民生費国庫補助金	48,548	9,553	58,101	2. 児童福祉費補助金	9,553	子ども・子育て支援整備交付金	
3. 衛生費国庫補助金	171,276	22,617	193,893	1. 保健衛生費補助金	22,617	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
4. 土木費国庫補助金	54,218	△1,465	52,753	1. 土木費補助金	△1,465	防災安全交付金(計画5)	
計	447,098	49,049	496,147				

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	19,734	535	20,269	3. 消防費補助金	535	消防団設備整備費補助金	
2. 民生費県補助金	85,856	9,553	95,409	5. 児童福祉費補助金	9,553	子ども・子育て支援整備交付金	
4. 農林水産業費県補助金	51,980	2,375	54,355	2. 農業振興費補助金	2,375	県単土地改良事業費補助金	
計	184,367	12,463	196,830				

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	55,951	△165	55,786	1. 総務管理費委託金	△165	市町村事務処理特例交付金	
-----------	--------	------	--------	-------------	------	--------------	--

計	56,564	△165	56,399		
---	--------	------	--------	--	--

(款) 20. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	59	60	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	59	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	1	59	60			

(款) 20. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	718,273	△718,273	0	1. 財政調整基金繰入金	△718,273	財政調整基金繰入金
3. ふるさと創生基金繰入金	8,850	△8,850	0	1. ふるさと創生基金繰入金	△8,850	ふるさと創生基金繰入金
5. 公共施設整備基金繰入金	100,000	△40,000	60,000	1. 公共施設整備基金繰入金	△40,000	公共施設整備基金繰入金
8. 公共施設等総合管理基金繰入金	80,000	△8,000	72,000	1. 公共施設等総合管理基金繰入金	△8,000	公共施設等総合管理基金繰入金
9. 森林環境譲与税基金繰入金	2,500	500	3,000	1. 森林環境譲与税基金繰入金	500	森林環境譲与税基金繰入金
計	920,774	△774,623	146,151			

(款) 21. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	100,000	366,397	466,397	1. 繰越金	366,397	前年度繰越金
計	100,000	366,397	466,397			

(款) 23. 町債 (項) 1. 町債

1. 総務債	796,600	131,500	928,100	1. 合併特例事業債	80,800	合併特例事業債
				5. 公共施設等適正管理推進事業債	50,700	公共施設等適正管理推進事業債
2. 土木債	43,800	56,100	99,900	4. 緊急自然災害防止対策事業債	56,100	緊急自然災害防止対策事業債
3. 臨時財政対策債	360,300	△74,368	285,932	1. 臨時財政対策債	△74,368	臨時財政対策債
計	1,200,700	113,232	1,313,932			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	108,240	△3,700	104,540				△3,700	2. 給料	△2,500	一般職
								3. 職員手当等	△1,200	期末手当(一般職) △550 勤勉手当 △650
計	108,240	△3,700	104,540				△3,700			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	469,267	△4,058	465,209	△165			△3,893	1. 報酬	192	会計年度任用職員	
								2. 給料	△3,050	一般職	
								3. 職員手当等	△3,150	扶養手当	△920
										期末手当(一般職)	△1,300
		勤勉手当	△970								
		通勤手当(一般職)	△13								
		住居手当	53								
		4. 共済費	1,950	職員共済組合負担金(一般職)	1,900						
				職員共済組合追加費用等負担金	50						
3. 財政管理費	91,281	228,600	319,881				228,600	24. 積立金	228,600	財政調整基金	
4. 会計管理費	4,545	96	4,641				96	12. 委託料	96	入出金機改修委託	
5. 財産管理費	156,442	1,140	157,582				1,140	2. 給料	540	一般職	
								3. 職員手当等	600	扶養手当	162
										期末手当(一般職)	190
										勤勉手当	130
		通勤手当(一般職)	118								
6. 庁舎管理費	35,100	2,730	37,830				2,730	12. 委託料	2,730	P C B 廃棄物調査・処分委託	
7. 企画費	238,947	830	239,777	1,800			△970	2. 給料	△650	一般職	
								3. 職員手当等	△320	期末手当(一般職)	△100
										勤勉手当	△50
		通勤手当(一般職)	△170								

								18. 負担金、補助及び交付金	1,800	補助金 公共交通事業者感染症拡大防止対策支援金
10. 町民センター費	64,285	83	64,368				83	1. 報酬	83	会計年度任用職員
計	1,122,862	229,421	1,352,283	1,635			227,786			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	86,567	△432	86,135				△432	2. 給料	△260	一般職	
								3. 職員手当等	△172	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職) 住居手当	△150 △170 △170 300 18
計	148,250	△432	147,818				△432				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	57,816	△2,724	55,092				△2,724	2. 給料	△2,120	一般職	
								3. 職員手当等	△604	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 住居手当	276 △660 △620 400
計	57,816	△2,724	55,092				△2,724				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	322,421	△13,038	309,383				△13,038	2. 給料	△500	一般職	
								3. 職員手当等	384	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職)	250 △70 △90 294
								27. 繰出金	△12,922	国民健康保険特別会計(事業勘定) 繰出金	

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2.国民年金費	4,938	3,166	8,104				3,166	2.給料	2,130	一般職
								3.職員手当等	1,036	期末手当(一般職) 550 勤勉手当 450 時間外手当 △324 管理職手当 240 通勤手当(一般職) 120
3.高齢者福祉費	456,181	△2,169	454,012				△2,169	3.職員手当等	△400	扶養手当 △200 住居手当 △200
								27.繰出金	△1,769	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金
4.医療福祉費	109,710	54	109,764				54	10.需用費	54	印刷製本費
7.後期高齢者医療給付費	338,506	360	338,866			59	301	3.職員手当等	160	扶養手当 110 期末手当(一般職) 50
								27.繰出金	200	後期高齢者医療特別会計繰出金
計	1,710,453	△11,627	1,698,826			59	△11,686			

(款) 3.民生費

(項) 2.児童福祉費

1.児童福祉総務費	351,528	51,062	402,590	20,106	30,400		556	12.委託料	1,562	工事監理委託
								14.工事請負費	49,500	施設整備工事
2.保育所費	489,645	1,688	491,333	1,300			388	2.給料	1,950	一般職
								3.職員手当等	△262	期末手当(一般職) 50 勤勉手当 △150 管理職手当 △240 通勤手当(一般職) 78
計	841,752	52,750	894,502	21,406	30,400		944			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	146,178	11,603	157,781				11,603	2. 給料	4,450	一般職
								3. 職員手 当 等	2,251	期末手当 (一般職) 1,080 勤勉手当 550 時間外手当 580 通勤手当 (一般職) 41
								27. 繰出金	4,902	国民健康保険特別会計 (施設勘定) 繰出金
2. 予 防 費	181,449	△7,383	174,066	△7,383				1. 報 酬	36	予防接種健康被害調査委員会委員
								3. 職員手 当 等	2,081	時間外手当 1,901 管理職特別勤務手当 180
								13. 使用料 及び賃 借 料	500	コピー機使用料
								18. 負担金 、補助 及び交 付 金	△10,000	補助金 ワクチン集団接種協力金
5. 保健福祉 センター 費	24,188	107,622	131,810		102,200		5,422	1. 報 酬	9	会計年度任用職員
								12. 委託料	4,862	工事監理委託
								14. 工事請 負 費	102,751	常北保健福祉センター改修工事
6. 環境衛生 費	54,338	△230	54,108				△230	2. 給 料	40	一般職
								3. 職員手 当 等	△270	扶養手当 △70 通勤手当 (一般職) △70 住居手当 △130
計	453,520	111,612	565,132	△7,383	102,200		16,795			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理 費	206,581	250	206,831				250	3. 職員手 当 等	250	勤勉手当 50 時間外手当 200
計	756,873	250	757,123				250			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費	308,883	△424	308,459				△424	2. 給料	△350	一般職
								3. 職員手当等	904	扶養手当 618 勤勉手当 △80 通勤手当(一般職) 30 住居手当 336
								27. 繰出金	△978	農業集落排水事業特別会計繰出金
3. 農業振興費	116,158	1,592	117,750				1,592	1. 報酬	552	会計年度任用職員
								8. 旅費	40	費用弁償
								18. 負担金、補助及び交付金	1,000	補助金 地域おこし協力隊起業支援補助金
4. 水田農業構造改革対策費	36,739	90	36,829				90	18. 負担金、補助及び交付金	90	補助金 集団生産調整組合補助
6. 農地費	49,420	3,375	52,795	2,375			1,000	18. 負担金、補助及び交付金	3,375	補助金 県単かんがい排水路整備補助
計	556,838	4,633	561,471	2,375			2,258			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	12,915	341	13,256			500	△159	12. 委託料	341	森林経営管理意向調査委託 △2,794 森林経営管理現地調査委託 3,135
計	12,915	341	13,256			500	△159			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	34,732	50	34,782				50	2. 給料	50	一般職
----------	--------	----	--------	--	--	--	----	-------	----	-----

2.商工業振興費	184,416	38,000	222,416	39,379			△1,379	18.負担金、補助及び交付金	38,000	補助金 城里元気アップ振興券発行事業費補助
4.観光施設費	148,630	10,216	158,846				10,216	7.報償費	120	報償金 委員謝礼
								12.委託料	10,096	測量及び補償調査業務委託 8,877 不動産鑑定業務委託 1,219
計	389,642	48,266	437,908	39,379			8,887			

(款) 7.土木費

(項) 1.土木管理費

1.土木総務費	80,521	△4,329	76,192				△4,329	2.給料	△1,770	一般職
								3.職員手当等	△2,559	扶養手当 △1,400 期末手当(一般職) △890 勤勉手当 △450 通勤手当(一般職) 85 住居手当 96
計	80,521	△4,329	76,192				△4,329			

(款) 7.土木費

(項) 2.道路橋梁費

1.道路維持費	256,849	5,533	262,382				5,533	14.工事請負費	5,533	維持補修工事
2.道路新設改良費	369,359		369,359	△1,465	1,400		65			財源内訳補正
計	685,870	5,533	691,403	△1,465	1,400		5,598			

(款) 7.土木費

(項) 3.河川費

1.河川総務費	76,936		76,936		2,900		△2,900			財源内訳補正
計	76,936		76,936		2,900		△2,900			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 都市計画 総務費	18,739	3,146	21,885				3,146	2. 給料	70	一般職	
								3. 職員手当等	458	期末手当(一般職)	30
										通勤手当(一般職)	104
							12. 委託料	2,618	耐震改修促進計画策定業務委託		
2. 公園費	6,481	244	6,725				244	1. 報酬	2	会計年度任用職員	
								10. 需用費	242	修繕料	
3. 公共下水道費	564,572	△27,208	537,364				△27,208	27. 繰出金	△27,208	公共下水道事業特別会計繰出金	
計	589,792	△23,818	565,974				△23,818				

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	54,345	1,690	56,035				1,690	2. 給料	500	一般職	
								3. 職員手当等	1,190	扶養手当	720
										期末手当(一般職)	270
										勤勉手当	100
										時間外手当	100
2. 住宅建設費	57,060	704	57,764				704	18. 負担金、補助及び交付金	704	負担金 水道加入金	
計	111,405	2,394	113,799				2,394				

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 非常備消防費	453,319	70	453,389				70	2. 給料	70	一般職
2. 消防施設費	23,003	12,154	35,157	535			11,619	12. 委託料	1,000	防火水槽設計委託
								14. 工事請負費	9,097	防火水槽新設工事

								17. 備品購入費	2,057	消防備品等購入
計	488,458	12,224	500,682	535			11,689			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	194,748	2,140	196,888				2,140	2. 給料	1,780	一般職
								3. 職員手当等	△40	扶養手当 △450 期末手当(一般職) 100 勤勉手当 160 退職手当組合負担金(一般職) 150
								4. 共済費	400	職員共済組合負担金(一般職)
計	196,262	2,140	198,402				2,140			

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	59,458	△7,728	51,730	4,865		△8,850	△3,743	2. 給料	△1,680	一般職
								3. 職員手当等	△1,290	扶養手当 △330 期末手当(一般職) △400 勤勉手当 △290 通勤手当(一般職) △50 住居手当 △220
								11. 役務費	35	通信運搬費
								18. 負担金、補助及び交付金	△4,793	補助金 ふれあいの船事業補助 △9,623 ふれあいの船事業代替給付金 4,830
2. 公民館費	59,865		59,865		7,600	△8,000	400			財源内訳補正
3. コミュニティセンター費	113,926	118	114,044		43,100	△40,000	△2,982	2. 給料	300	一般職
								3. 職員手当等	△182	扶養手当 78 期末手当(一般職) 200 勤勉手当 △100 時間外手当 △500 管理職手当 240 通勤手当(一般職) △100

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4.図書館資料館費	51,675	△287	51,388				△287	3.職員手当等	△287	扶養手当 △78 時間外手当 △605 通勤手当(一般職) 96 住居手当 300
5.文化財保護費	2,722	3,168	5,890				3,168	12.委託料	3,168	調査測量設計委託
計	287,646	△4,729	282,917	4,865	50,700	△56,850	△3,444			

(款) 9.教育費

(項) 5.保健体育費

1.保健体育総務費	5,301	497	5,798				497	11.役務費	49	手数料
								13.使用料及び賃借料	448	行事用備品等借上料
3.学校給食センター費	144,679	50	144,729				50	2.給料	50	一般職
計	171,972	547	172,519				547			

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	長 等	3		24,132	11,030	35,162	6,056	41,218	
	議 員	14	46,524		15,160	61,684	15,451	77,135	
	その他の 特別職	1,337	34,142			34,142		34,142	
	計	1,354	80,666	24,132	26,190	130,988	21,507	152,495	
補正前	長 等	3		24,132	11,030	35,162	6,056	41,218	
	議 員	14	46,524		15,160	61,684	15,451	77,135	
	その他の 特別職	1,337	34,106			34,106		34,106	
	計	1,354	80,630	24,132	26,190	130,952	21,507	152,459	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職		36			36		36	
	計		36			36		36	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	334	228,734	600,126	499,475	1,328,335	231,689	1,560,024	
補 正 前	330	227,896	601,076	500,897	1,329,869	229,339	1,559,208	
比 較	4	838	△950	△1,422	△1,534	2,350	816	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,634	157,470	103,717	95,586	14,928	12,319	8,348	12,275	76,942	
	補 正 前	18,018	159,090	105,867	94,234	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	比 較	△1,384	△1,620	△2,150	1,352	240	863	947		150	
	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
補 正 後			301	955							
補 正 前			301	775							
比 較				180							

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	163		600,126	474,481	1,074,607	193,368	1,267,975	
補 正 前	160		601,076	475,903	1,076,979	191,018	1,267,997	
比 較	3		△950	△1,422	△2,372	2,350	△22	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,634	132,476	103,717	95,586	14,928	12,319	8,348	12,275	76,942	
	補 正 前	18,018	134,096	105,867	94,234	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	比 較	△1,384	△1,620	△2,150	1,352	240	863	947		150	
	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
補 正 後			301	955							
補 正 前			301	775							
比 較				180							

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	171	228,734		24,994	253,728	38,321	292,049	
補 正 前	170	227,896		24,994	252,890	38,321	291,211	
比 較	1	838			838		838	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		24,994								
	補 正 前		24,994								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 950	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 950		
職員手当	△ 1,422	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,422		

令和3年度 城里町
一般会計補正予算（第2号）
予算の概要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	公共交通事業者感染症拡大防止対策支援事業	○	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、苦しい経営状況が続く貸切バス及びタクシー事業者に、感染防止対策に要する経費等に対し、支援金を交付し支援する。	1,800	11	総務費国庫補助金 1,800
2	城里元気アップ振興券(第4弾)発行事業		令和3年度の城里元気アップ振興券(第4弾)発行事業について、町民1人当たりの商品券金額を5,000円から7,000円に増額し、更なる消費拡大と需要を創出する。	38,000	15	総務費国庫補助金 35,379
3	道の駅かつら移転整備事業	○	道の駅かつら移転候補地の測量、補償調査及び不動産鑑定を行う。	10,096	15	測量及び補償調査 8,877 不動産鑑定 1,219

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
4	高濃度PCB廃棄物処分事業		処分期限が迫っている高濃度PCB廃棄物(コンデンサ)の収集運搬及び処分を行うとともに、高濃度PCB廃棄物(安定器類)の処分に必要な登録等の作業を実施する。	2,730	10	
5	増井地区防火水槽新設事業	○	地区の消防力強化のため、防火水槽の新設工事に関する設計及び新設工事を行う。	10,097	16	委託料 1,000 工事請負費 9,097
6	消防団活動資機材(投光器)購入事業	○	県の補助を活用し、消防団の災害対応力向上を図るため、LED投光器と付属品を購入する。	2,057	17	総務費県補助金 535

(課局名 健康保険課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
7	国民健康保険特別会計(施設勘定)操出金事業		事業費の増のため。	4,903	13	
8	常北保健福祉センター空調設備更新等事業	○	空調設備の経年劣化に伴う改修工事、屋上雨漏り防止工事及び正面玄関入口ポーチの劣化に伴う改修工事及び工事監理を行う。	107,613	13	委託料 4,862 工事請負費 102,751 総務債(合併特例事業債) 102,200

(課局名 福祉こども課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
9	放課後児童クラブ整備事業		放課後児童の健全育成のため、おひさま学童クラブ施設整備工事及び工事監理を行う。	51,062	12	委託料1,562 工事請負費49,500

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
10	会計年度任用職員報酬	○	農地維持及び資源維持向上を目的とした地域活動組織の活性化について、農業振興事業業務の事務補助員を雇用して対応する。	592	14	1名、5ヵ月分
11	地域おこし協力隊起業支援事業		地域おこし協力隊を卒業して1年以内の町内での起業に対し、必要な起業経費の支援を行う。	1,000	14	上限1,000千円、1回限り

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
12	県単かんがい排水路整備補助事業	○	令和3年度の大雨により、下青山地区のくりみや堰が崩壊したため、修繕工事費の補助を行う。	3,375	14	県補助 47.5%、町 20.0% (5,000×67.5%分) 農林水産業費県補助金 2,375
13	森林経営管理事業	○	令和2年度に実施した意向調査区域の山林の実態を把握し、森林経営の基礎とするため、山林の現地調査を行う。	3,135	14	意向調査からの振替

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
14	町道維持補修事業		一般交通・生活環境に支障を及ぼさないよう町道等の適正な維持補修を行う。	5,533	15	上入野地内 3箇所 塩子地内 1箇所
15	耐震改修促進計画策定事業	○	大規模地震による人的被害及び経済的被害の削減を目的として建築物の耐震化を促進するため、取組方針等を定める。	2,618	16	

(課局名 教育委員会)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
16	ふれあいの船事業代替給付金事業	○	新型コロナウイルス感染症の影響により中止と決定した「第16回城里町ふれあいの船事業」の代替措置として、対象者の保護者にふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金35,000円を給付する。	4,865	17	対象者 138人 総務費国庫補助金 4,865
17	頓(徳)化原古墳石室修繕事業	○	頓(徳)化原古墳の石室が崩壊する恐れがあるため、修繕工事に係る調査・設計を行う。	3,168	18	

議案第61号

令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,351,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		197,643	△ 12,922	184,721
	1. 他会計繰入金	197,642	△ 12,922	184,720
7. 繰越金		10,001	48,993	58,994
	1. 繰越金	10,001	48,993	58,994
歳入合計		2,314,972	36,071	2,351,043

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		72,262	△ 12,922	59,340
	1. 総務管理費	65,800	△ 12,922	52,878
5. 保健事業費		34,627	381	35,008
	2. 特定健康診査等事業費	29,171	381	29,552
6. 基金積立金		218,128	48,612	266,740
	1. 基金積立金	218,128	48,612	266,740
歳出合計		2,314,972	36,071	2,351,043

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	197,643	△12,922	184,721
7. 繰越金	10,001	48,993	58,994
歳入合計	2,314,972	36,071	2,351,043

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	72,262	△12,922	59,340				△12,922
5. 保健事業費	34,627	381	35,008				381
6. 基金積立金	218,128	48,612	266,740				48,612
歳出合計	2,314,972	36,071	2,351,043				36,071

2. 歳入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	197,642	△12,922	184,720	3. 職員給与費等繰入金	△12,922	職員給与費等繰入金
計	197,642	△12,922	184,720			

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	10,001	48,993	58,994	1. 繰越金	48,993	前年度その他繰越金
計	10,001	48,993	58,994			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	64,698	△12,922	51,776				△12,922	2. 給 料	△5,720	一般職
								3. 職員手当等	△5,402	扶養手当 △100 期末手当（一般職） △1,764 勤勉手当 △1,456 時間外手当 △1,050 通勤手当（一般職） △100 住居手当 18 退職手当組合負担金（一般職） △950
								4. 共済費	△1,800	職員共済組合負担金（一般職）
計	65,800	△12,922	52,878				△12,922			

(款) 5. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	29,171	381	29,552				381	1. 報 酬	302	会計年度任用職員
								4. 共済費	79	社会保険料負担金 77 雇用保険料 2
計	29,171	381	29,552				381			

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	218,128	48,612	266,740				48,612	24. 積立金	48,612	国民健康保険支払準備基金
計	218,128	48,612	266,740				48,612			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	7	2,412	21,012	15,009	38,433	7,620	46,053	
補 正 前	8	2,110	26,732	20,411	49,253	9,341	58,594	
比 較	△1	302	△5,720	△5,402	△10,820	△1,721	△12,541	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	158	4,763	3,442	2,230	240	799	330		3,047	
	補 正 前	258	6,527	4,898	3,280	240	899	312		3,997	
	比 較	△100	△1,764	△1,456	△1,050		△100	18		△950	
	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
補 正 後											
補 正 前											
比 較											

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	6		21,012	14,657	35,669	7,106	42,775	
補 正 前	7		26,732	20,059	46,791	8,906	55,697	
比 較	△1		△5,720	△5,402	△11,122	△1,800	△12,922	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	158	4,411	3,442	2,230	240	799	330		3,047	
	補 正 前	258	6,175	4,898	3,280	240	899	312		3,997	
	比 較	△100	△1,764	△1,456	△1,050		△100	18		△950	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1	2,412		352	2,764	514	3,278	
補 正 前	1	2,110		352	2,462	435	2,897	
比 較		302			302	79	381	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		352								
	補 正 前		352								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 5,720	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 5,720		
職員手当	△ 5,402	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 5,402		

令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		103,972	4,902	108,874
	1. 他会計繰入金	103,972	4,902	108,874
4. 繰越金		1,500	△ 43	1,457
	1. 繰越金	1,500	△ 43	1,457
歳入合計		238,921	4,859	243,780

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		143,396	△ 1,600	141,796
	1. 施設管理費	143,007	△ 1,600	141,407
2. 医療費		68,067	6,459	74,526
	1. 医療費	68,067	6,459	74,526
歳出合計		238,921	4,859	243,780

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	103,972	4,902	108,874
4. 繰越金	1,500	△43	1,457
歳入合計	238,921	4,859	243,780

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	143,396	△ 1,600	141,796				△ 1,600
2. 医療費	68,067	6,459	74,526				6,459
歳出合計	238,921	4,859	243,780				4,859

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	91,797	4,902	96,699	1. 一般会計繰入金	4,902	一般会計繰入金
計	103,972	4,902	108,874			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,500	△43	1,457	1. 繰越金	△43	前年度繰越金
計	1,500	△43	1,457			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	143,007	△1,600	141,407				△1,600	1. 報酬	497	会計年度任用職員	
								2. 給料	△1,443	一般職	
								3. 職員手当等	△1,281	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職) 退職手当組合負担金(一般職)	△20 △430 △486 105 △450
								4. 共済費	△50	職員共済組合負担金(一般職) 職員共済組合追加費用等負担金	△60 10
								14. 工事請負費	677	空調設備更新工事	
計	143,007	△1,600	141,407				△1,600				

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

1. 医療用機械器具費	4,920	6,459	11,379				6,459	17. 備品購入費	6,459	機械器具購入
計	68,067	6,459	74,526				6,459			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	18	10,975	52,330	47,006	110,311	16,503	126,814	
補 正 前	18	10,478	53,773	48,287	112,538	16,553	129,091	
比 較		497	△1,443	△1,281	△2,227	△50	△2,277	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	1,138	12,439	9,670	3,998	1,452	806			6,365	
	補 正 前	1,158	12,869	10,156	3,998	1,452	701			6,815	
	比 較	△20	△430	△486			105			△450	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,264	8,874							
	補 正 前		2,264	8,874							
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	12		52,330	45,549	97,879	16,503	114,382	
補 正 前	12		53,773	46,830	100,603	16,553	117,156	
比 較			△1,443	△1,281	△2,724	△50	△2,774	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	1,138	10,982	9,670	3,998	1,452	806			6,365	
	補 正 前	1,158	11,412	10,156	3,998	1,452	701			6,815	
	比 較	△20	△430	△486			105			△450	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,264	8,874							
	補 正 前		2,264	8,874							
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	6	10,975		1,457	12,432		12,432	
補 正 前	6	10,478		1,457	11,935		11,935	
比 較		497			497		497	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後			1,457							
	補 正 前			1,457							
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,443	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,443		
職員手当	△ 1,281	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,281		

令和3年度 城里町
国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	準備基金積立金		前年度繰越金が発生したため基金に積立てる。	48,432	5	
2	空調設備更新工事事業(沢山診療所)		R3年4月より動作不良が起きている。空調設備は施設開設時(H8)より使用しているもので25年が経過し、修理するにも、型が古く部品がないため更新する。	677	15	工事請負費
3	医療用機械器具購入事業(沢山診療所)		レントゲンは製造中止から10年が経過しており、メーカー保守の期限が終了し故障すると修理が出来ないため診療に影響出るので更新する。	6,459	15	備品購入費

議案第62号

令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		73,149	200	73,349
	1. 他会計繰入金	73,149	200	73,349
4. 繰越金		1	59	60
	1. 繰越金	1	59	60
歳入合計		253,085	259	253,344

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		532	259	791
	1. 償還金及び還付加算金	531	200	731
	2. 繰出金	1	59	60
歳出合計		253,085	259	253,344

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	73,149	200	73,349
4. 繰越金	1	59	60
歳入合計	253,085	259	253,344

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 諸支出金	532	259	791				259
歳出合計	253,085	259	253,344				259

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	73,149	200	73,349	2. 事務費繰入金	200	事務費繰入金
計	73,149	200	73,349			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	59	60	1. 繰越金	59	繰越金
計	1	59	60			

3. 歳 出

(款) 3. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険料還付金	500	200	700				200	22. 償還金、利子及び割引料	200	保険料還付金
計	531	200	731				200			

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	59	60				59	27. 繰出金	59	一般会計繰出金
計	1	59	60				59			

議案第63号

令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,701千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,506,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		617,817	△ 2,896	614,921
	2. 国庫補助金	205,075	△ 2,896	202,179
4. 支払基金交付金		637,550	9	637,559
	1. 支払基金交付金	637,550	9	637,559
5. 県支出金		354,834	△ 1,448	353,386
	2. 県補助金	11,850	△ 1,448	10,402
7. 繰入金		375,867		375,867
	1. 他会計繰入金	375,860	△ 1,769	374,091
	3. 介護サービス事業勘定繰入金	6	1,769	1,775
8. 繰越金		1,000	64,036	65,036
	1. 繰越金	1,000	64,036	65,036
歳入合計		2,446,789	59,701	2,506,490

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		47,261	△ 321	46,940
	1. 総務管理費	34,766	△ 321	34,445
2. 保険給付費		2,325,307	80	2,325,387
	5. 特定入所者介護サービス等費	133,140	80	133,220
3. 地域支援事業費		74,177	△ 5,735	68,442
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	27,949	34	27,983
	3. 包括的支援事業・任意事業費	38,189	△ 5,769	32,420
5. 基金積立金		2	61,865	61,867
	1. 基金積立金	2	61,865	61,867
6. 諸支出金		41	3,812	3,853
	1. 償還金及び還付加算金	40	3,812	3,852
歳出合計		2,446,789	59,701	2,506,490

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	617,817	△2,896	614,921
4. 支払基金交付金	637,550	9	637,559
5. 県支出金	354,834	△1,448	353,386
7. 繰入金	375,867		375,867
8. 繰越金	1,000	64,036	65,036
歳入合計	2,446,789	59,701	2,506,490

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	47,261	△321	46,940				△321
2. 保険給付費	2,325,307	80	2,325,387				80
3. 地域支援事業費	74,177	△5,735	68,442	△4,344		330	△1,721
5. 基金積立金	2	61,865	61,867				61,865
6. 諸支出金	41	3,812	3,853				3,812
歳出合計	2,446,789	59,701	2,506,490	△4,344		330	63,715

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前額 予算額	補正額 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 調整交付金	183,174	1	183,175	1. 現年度分	1	地域支援事業費調整交付金
2. 地域支援事業交付金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	7,198	6	7,204	1. 現年度分	6	地域支援事業交付金
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	14,701	△2,903	11,798	1. 現年度分	△2,903	地域支援事業交付金
計	205,075	△2,896	202,179			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業交付金	9,717	9	9,726	1. 現年度分	9	地域支援事業交付金
計	637,550	9	637,559			

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	4,499	4	4,503	1. 現年度分	4	地域支援事業交付金
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	7,351	△1,452	5,899	1. 現年度分	△1,452	地域支援事業交付金
計	11,850	△1,448	10,402			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	47,261	△321	46,940	1. 職員給与費等繰入金	△321	職員給与費等繰入金
3. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	4,499	4	4,503	1. 現年度分	4	地域支援事業繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・ 任意事業)	7,351	△1,452	5,899	1. 現年度分	△1,452	地域支援事業繰入金
計	375,860	△1,769	374,091			

(款) 7. 繰入金

(項) 3. 介護サービス事業勘定繰入金

1. 介護サービス事業勘定繰入金	6	1,769	1,775	1. 介護サービス事業勘定繰入金	1,769	地域支援事業
計	6	1,769	1,775			

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,000	64,036	65,036	1. 繰越金	64,036	前年度繰越金
計	1,000	64,036	65,036			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	34,766	△321	34,445				△321	2. 給料	△530	一般職
								3. 職員手当等	49	期末手当 (一般職) △200 勤勉手当 △130 通勤手当 (一般職) 61 住居手当 318
								4. 共済費	160	職員共済組合負担金 (一般職) 150 職員共済組合追加費用等負担金 10
計	34,766	△321	34,445				△321			

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 特定入所者介護サービス等費

2. 特定入所者介護予防サービス費	120	80	200				80	18. 負担金、補助及び交付金	80	負担金 特定入所者介護予防サービス費
計	133,140	80	133,220				80			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	27,417	34	27,451	11		13	10	18. 負担金、補助及び交付金	34	負担金 高額介護予防・生活支援サービス費
計	27,949	34	27,983	11		13	10			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 地域包括支援センター費	38,189	△5,769	32,420	△4,355		317	△1,731	1. 報酬	1,080	会計年度任用職員
								2. 給料	△4,400	一般職
								3. 職員手当等	△2,796	期末手当 (一般職) △1,000 勤勉手当 △750 時間外手当 △570 退職手当組合負担金 (一般職) △530

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									期末手当(会計年度任用職員) 54	
							4. 共済費	220	職員共済組合負担金(一般職) △1,100 社会保険料負担金 180 雇用保険料 1,140	
							8. 旅費	62	費用弁償	
							18. 負担金、補助及び交付金	65	負担金 研修会負担金	
計	38,189	△5,769	32,420	△4,355		317		△1,731		

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	2	61,865	61,867				61,865	24. 積立金	61,865	介護給付費準備基金
計	2	61,865	61,867				61,865			

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	3,812	3,813				3,812	22. 償還金、利子及び割引料	3,812	国県等介護給付費負担金返還金
計	40	3,812	3,852				3,812			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11	3,031	26,998	18,885	48,914	9,364	58,278	
補 正 前	10	1,951	31,928	21,632	55,511	8,984	64,495	
比 較	1	1,080	△4,930	△2,747	△6,597	380	△6,217	

(単位 千円)

内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当	
	職員手当の	補 正 後		6,077	4,493	2,927	240	992	654		3,502	
		補 正 前		7,223	5,373	3,497	240	931	336		4,032	
		比 較		△1,146	△880	△570		61	318		△530	
		区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
補 正 後												
補 正 前												
比 較												

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	9		26,998	18,506	45,504	8,044	53,548	
補 正 前	9		31,928	21,307	53,235	8,984	62,219	
比 較			△4,930	△2,801	△7,731	△940	△8,671	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		5,698	4,493	2,927	240	992	654		3,502	
	補 正 前		6,898	5,373	3,497	240	931	336		4,032	
	比 較		△1,200	△880	△570		61	318		△530	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	2	3,031		379	3,410	1,320	4,730	
補 正 前	1	1,951		325	2,276		2,276	
比 較	1	1,080		54	1,134	1,320	2,454	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		379								
	補 正 前		325								
	比 較		54								
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 4,930	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 4,930		
職員手当	△ 2,801	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,801		

令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度城里町の介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		1	1,769	1,770
	1. 繰越金	1	1,769	1,770
歳入合計		4,417	1,769	6,186

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸支出金		6	1,769	1,775
	1. 繰出金	6	1,769	1,775
歳出合計		4,417	1,769	6,186

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	1	1,769	1,770
歳入合計	4,417	1,769	6,186

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 諸支出金	6	1,769	1,775				1,769
歳出合計	4,417	1,769	6,186				1,769

2. 歳入

(款) 2. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	1,769	1,770	1. 繰越金	1,769	前年度繰越金
計	1	1,769	1,770			

3. 歳出

(款) 2. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険事業勘定繰出金	6	1,769	1,775				1,769	27. 繰出金	1,769	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金
計	6	1,769	1,775				1,769			

令和3年度 城里町
介護保険特別会計補正予算（第2号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	会計年度任用職員雇用		保健師産休のため、代用職員の会計年度任用職員(保健師)の雇用を行う。	1,080	7	
2	介護給付費準備基金積立金		前年度繰越金が発生したため基金に積立てを行う。	61,865	8	
3	国県等介護給付費負担金返還金		令和2年度介護給付費および地域支援事業交付金支払基金過大分の返還を行う。	3,812	8	介護給付費支払基金交付金2,213 地域支援事業交付金1,599

議案第 6 4 号

令和 3 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度城里町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 6 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 6 6, 5 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		527,572	△ 27,208	500,364
	1. 他会計繰入金	527,572	△ 27,208	500,364
6. 繰越金		5,000	41,850	46,850
	1. 繰越金	5,000	41,850	46,850
歳入合計		951,940	14,642	966,582

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		476,752	14,642	491,394
	1. 下水道事業費	476,752	14,642	491,394
歳出合計		951,940	14,642	966,582

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	527,572	△27,208	500,364
6. 繰越金	5,000	41,850	46,850
歳入合計	951,940	14,642	966,582

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 下水道事業費	476,752	14,642	491,394				14,642
歳出合計	951,940	14,642	966,582				14,642

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	527,572	△27,208	500,364	1. 一般会計繰入金	△27,208	一般会計繰入金
計	527,572	△27,208	500,364			

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	5,000	41,850	46,850	1. 繰越金	41,850	前年度繰越金
計	5,000	41,850	46,850			

3. 歳 出

(款) 1. 下水道事業費

(項) 1. 下水道事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明							
				特定財源			一般財源	区分		金額						
				国県支出金	地方債	その他										
1. 下水道維持管理費	154,172	1,940	156,112				1,940	2. 給料	330	一般職						
								3. 職員手当等	1,020	扶養手当	540					
										期末手当(一般職)	180					
										勤勉手当	70					
								時間外手当	100							
								通勤手当(一般職)	50							
								退職手当組合負担金(一般職)	80							
2. 下水道整備事業費	322,580	12,702	335,282				12,702	4. 共済費	590	職員共済組合負担金(一般職)	550					
															職員共済組合追加費用等負担金	40
								2. 給料	130	一般職						
								3. 職員手当等	334	扶養手当	204					
										期末手当(一般職)	80					
								退職手当組合負担金(一般職)	50							
								4. 共済費	180	職員共済組合負担金(一般職)						
								10. 需用費	58	消耗品費						
								14. 工事請負費	12,000	公共樹新設工事						
計	476,752	14,642	491,394				14,642									

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	8	1,342	28,305	21,325	50,972	9,298	60,270	
補 正 前	8	1,342	27,845	19,971	49,158	8,528	57,686	
比 較			460	1,354	1,814	770	2,584	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	1,380	6,811	5,247	2,448	852	397	300		3,890	
	補 正 前	636	6,551	5,177	2,348	852	347	300		3,760	
	比 較	744	260	70	100		50			130	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1	1,342		224	1,566		1,566	
補 正 前	1	1,342		224	1,566		1,566	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		224								
	補 正 前		224								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	460	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	460		
職員手当	1,354	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,354		

令和3年度 城里町
公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

予算の概要

(課局名 下水道課)

(単位:千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	公共樹新設事業		下水道接続のため、公共樹の新設工事を行う。	12,000	4	

議案第65号

令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		249,980	△ 978	249,002
	1. 他会計繰入金	249,980	△ 978	249,002
4. 繰越金		2,000	2,628	4,628
	1. 繰越金	2,000	2,628	4,628
歳入合計		305,004	1,650	306,654

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 農業集落排水事業費		122,869	1,650	124,519
	1. 農業集落排水事業費	122,869	1,650	124,519
歳出合計		305,004	1,650	306,654

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	249,980	△978	249,002
4. 繰越金	2,000	2,628	4,628
歳入合計	305,004	1,650	306,654

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農業集落排水事業費	122,869	1,650	124,519				1,650
歳出合計	305,004	1,650	306,654				1,650

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	249,980	△978	249,002	1. 一般会計繰入金	△978	一般会計繰入金
計	249,980	△978	249,002			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	2,000	2,628	4,628	1. 繰越金	2,628	前年度繰越金
計	2,000	2,628	4,628			

3. 歳 出

(款) 1. 農業集落排水事業費

(項) 1. 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業集落排水維持管理費	122,869	1,650	124,519				1,650	12. 委託料	1,650	調査設計委託
計	122,869	1,650	124,519				1,650			

令和3年度 城里町
農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

予 算 の 概 要

(課局名 下水道課)

(単位:千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	滞留管解消事業		滞留管を解消するため、設計委託を行う。	1,650	4	

議案第66号

令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度城里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和3年度城里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出				
第1款	水道事業費用	706,383 千円	0 千円	706,383 千円
第1項	営業費用	649,423 千円	△2,000 千円	647,423 千円
第3項	特別損失	100 千円	2,000 千円	2,100 千円

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

1.	令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画	3
2.	令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書	4
3.	補正予算給与費明細書	5

1. 令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の支出

(収益の支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			706,383		706,383	
	1 営業費用		649,423	△ 2,000	647,423	
		1 原水及び浄水費	133,916	△ 5,749	128,167	
		4 総係費	144,665	3,749	148,414	
	3 特別損失		100	2,000	2,100	
1 過年度損益修正損		100	2,000	2,100		

2. 令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益の支出

(収益の支出)

(単位 千円)

款・項	目	既 予 定 額	決 正 額	補 予 定 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
1	水道事業費用	706,383			706,383				
1	営業費用	649,423	△ 2,000		647,423				
	1 原水及び浄水費	133,916	△ 5,749		128,167				
						4	動力費	△ 3,749	
						11	委託料	△ 2,000	
	4 総係費	144,665	3,749		148,414				
						2	給料	1,450	
						3	手当	1,330	扶養手当 300 期末手当 145 勤勉手当 71 通勤手当 24 時間外手当 380 住居手当 210 退職手当組合 200
						6	法定福利費	736	
						9	旅費	233	水道技術管理者資格取得講習会分
3	特別損失	100	2,000		2,100				
	1 過年度損益修正損	100	2,000		2,100				
						1	過年度損益修正損	2,000	平成30年度消費税修正申告分

3. 補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	8	85	27,652	20,994	48,731	9,190	57,921	
補 正 前	7	85	26,202	19,664	45,951	8,454	54,405	
比 較	1	0	1,450	1,330	2,780	736	3,516	

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当組合 負担金
	補 正 後	876	6,076	4,902	3,063	852	389	252	846	3,738
	補 正 前	576	5,931	4,831	2,683	852	365	252	636	3,538
	比 較	300	145	71	380	0	24	0	210	200

(2) 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	1,450	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	1,450		
手当	1,330	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,330		